

# 令和元年 美郷町議会 議事録

## 第3回 定例会 (第3号)

招集年月日	令和元年 9月 3日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和元年 9月 12日 午前 9時30分				
		議長 佐竹一夫				
	延会	令和元年 9月 12日 午後 3時36分				
		議長 佐竹一夫				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議長 (11)	佐竹一夫	○	6	藤原修治	○
	副議長 (5)	福島教次郎	○	7	岩根和博	○
	1	日高学	○	8	山本幹雄	○
	2	中原保彦	○	9	安田勝司	○
	3	波多野康博	○	10	簗根正一	○
	4	原克美	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	7番	岩根和博	8番	山本幹雄
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	旭林修範
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	永妻孝司
	総務課長	木川士朗	山くじらブランド推進課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	添谷正夫
	美郷くらし推進課長	高橋武司	大和事務所長	大畠修二
	会計課長	井上陽生	教育課長	漆谷千鳥
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 漆谷和彦 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

# 令和元年美郷町議会第3回定例会議事日程

(第 3 号)

令和元年9月12日(木) 午前9時30分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問

●佐竹議長

おはようございます。

全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番・岩根議員、8番・山本議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

本日は通告1から通告7までの一般質問を行い、通告を8から通告9までは、明日13日に行います。通告順に質問を許します。

通告1、3番・波多野議員。

●佐竹議長

波多野議員。

●波多野議員

おはようございます。3番の波多野でございます。よろしくお願いいたします。私は通告いたしております2点についてお尋ねいたします。まず第1問目の歩道の設置はできないかについてご質問いたします。近年の交通量が増加しているにも関わらず、まだまだ県道や町道などにおいて、歩道の設置されていない危険と思える箇所がたくさんあるように思えるが、これらの箇所について、安心安全の面からもまた、交通安全の観点からも子どもからお年寄りまでが安心して道路を歩くことができるよう、早急な歩道の整備が必要と思えます。国道、県道等については、こんなところに歩道は要らないのではと思えるように、近くに人家もないところまで歩道が設置されているところもあるように思われます。県道等については、県と関連も出てくると思われますが、また交通量等にも左右されると思えますが、安心安全に歩行できるよう危険と思える箇所へ早急な歩道の整備ができないか伺います。続きまして、第2問目の危険箇所のカーブ改良ができないかということに対してご質問いたします。町内においても危険と思える対向車が確認しにくいようなカーブなどがたくさんあります。カーブミラー等を設置されておるところが多くありますが、特に危険度が高いと思えるような箇所の改良計画はあるのでしょうか。例えば例をとると、信喜橋右岸側の国道375号に信喜橋を渡って出るところは、潮村方面からの対向車はカーブのために見えにくく、また、国道は2車線改良がされているので、かなりのスピードが出ており、入り口付近にはカーブミラーも設置されておりますが、危ないと感じることが多々あります。信喜橋付近は、カヌーの各種大会も開かれ、また、高校生等が毎日練習に励んでおられます。また、大会などが開催されている時にも、たくさんの応援の車も来ております。第84回国民スポーツ大会において、信喜橋付近がカヌー会場に決定すればなおさらのことカーブ改

良が必要と思われませんが、町長の考えを伺います。また摘坂トンネル付近の事故、かなり今まで起きています。つい最近も事故が起きています。事故のために通行止めになるなど、何か根本的な改良は考えられないのでしょうか。県の管轄であり、町としては県に要望することになると思いますが、こういう危険箇所は、喫緊の課題として、見通しの悪いカーブ改良と共に早急な改良が必要と思われませんが、町長はどのように考えておられるのか、伺います。以上2点についてよろしくお願ひいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。ただ今の波多野議員1つ目の質問、歩道の設置はできないかにつきましてお答えさせていただきます。県道等につきまして、子どもからお年寄りまで安心して歩けるよう、早急な歩道設置が必要ではないか、とのご質問につきましては、私も同感でございます。美郷町内では、平成27年度より、国道375号粕淵工区を交通安全事業で改良中であり、また今年度より長藤工区が同事業により、歩道整備に着手されます。県は、歩道設置につきまして、管内の要望箇所が多数あり、通学路など優先順位をつけて進めているため、新規の要望箇所の早期の歩道整備は難しいというふうなお答えをいただいております。しかしながら、最近では歩道のない箇所におきましても、ウォーキングをする人など多く見かけるようになっており、交通量の多い路線などにつきましては、歩道設置は必要と考えておりますので、今後も働きかけてまいりたいというふうに思っております。

●佐竹議長

波多野議員。

●波多野議員

大体、それで、歩道がですね、これはあったらいいなと思えるような町の方で大体把握されておるような場所ですね、大体どのぐらい把握されておるのでしょうか。ここは危険だなと思えるような。大体何カ所と伺いますか。この所は特に危険だから県の方に要望、早急にせないといけないというような箇所ですね、そういうところなんかが把握されておるのでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

町の方では、今のところ2車線、特に改良してあるところにつきまして、色々住民の方からも話を聞いたりはしております。特に聞いておるところは、375号の湯抱から粕淵方面というところございまして、こちらの方は現在改良を進めておられるところで、改良が終われば、その辺の対応は、対応と伺いますか、不安は少し解消するのではというふうには思っております。また、美郷飯南線の方の部分につきましても、2車線改良済みでございまして、大変交通量が多くなっております。こちらにつきましても必要な箇所というふうには認

識をしております。以上です。

●佐竹議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

だいたい通学路等については、年1回か2回、通学路安全推進会議ですか、それで、点検をしたり、この町はちょっと危ないではないかという点検があるわけですが、だいたい、交通量がですね、どの程度あればその歩道の設置の基準にマッチするか、ああいうような何か決まりがあるのでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

歩道の設置につきましては、地形や歩行者との交通状況というところで、特に交通量というところでの基準、数量というものはございません。対象となる道路の種類とか、沿道の立地状況、地域の状況等を考慮され、判断をされるというふうに伺っております。よろしくお願いたします。

●佐竹議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

歩道で以前ですね、何回もそう言って、先ほども言いましたように、人家もないところも、歩道設置せんといけないというような、国道やら県道なんかですが、最近がそういうあれはまたないようになっておるんですかね、ちょっとそこんところ、はっきり私も分かんのですが。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

例えば例を取りますと、国道375号、別府から湯抱のところまでは歩道はございません。こういったところは不要であろうということで、県が判断をされて歩道の設置は見送られております。ただ路肩の方は通常の路肩よりちょっと広めの路肩というふうにはなっておりますので、その辺の状況といいますか、改良にあたっての考えというのがいろいろあるかというふうには思っております。以上です。

●佐竹議長

波多野議員。

●波多野議員

湯抱から粕刈方面、これ改良、これ当然歩道が設置されるということなんですね、こっちは保育所があったり、交通安全の関係で設置を、あれから湯抱方面は全部設置になるんです。それとも、途中ぐらまで、湯抱からこっちの今改良のとも、あれになっておるんで、あ

これは歩道の設置は改良に合わせて設置になるですかね。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

国道375号につきましては、歩道設置はAコープ前から保育所までのところでの歩道設置というふうになっております。それから湯抱方面につきましては、人家のあるところなどにつきましては、側溝に蓋をかけたりというような形で、幅広の路肩ということになっておりまして、町の方からも路肩のところにカラー舗装をしていただいて、そういった歩行者がおおりますよというようなところで表示を行って、安全対策をということで町の方からは県の方をお願いをしておるところでございます。よろしくお願いたします。

●佐竹議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

例えば、危険も思える箇所はですね、私が思うのに上川戸の信号から沢谷方面に向けてですね、千原のバイパスの入り口から奥、バイパスの方は歩道がずっと、あそこからはつとるんですが、あの間がですね、歩道がない、車の交通量かなり多いんじゃないかと思うんです。ああいうところの改良というか、その歩道設置、なかなかあそこ直線コースもあったりして、かなり車も出とる。なかなか道路こう歩いたり、通行する人もかなりおられる思うんですが、ああいう危険と思える箇所、歩道の設置ということは今のところ、何年計画でやるとかいう考えはそういう計画は今のところないんでしょうか。

●佐竹議長

建設課長。

●添谷建設課長

議員ご指摘の美郷飯南線、上川戸の交差点から石原のところまでと沢谷駅の上というところですかね。その間のことでございます。こちらの方も県の方にも聞いてはおります。先ほど町長答弁にもありましたように、通学路道路の歩道設置を優先して整備をしている、また管内での要望箇所も大変多いというところから、こちらにつきましては、路面にですね、車の減速を促すような路面標示というところで、当面の間、対応していきたいということでもございました。各道路等の安全対策について行っていきたいというようなところでございます。よろしくお願いたします。

●佐竹議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

なるべく早くいうかですね、危険と、かなり町内にあると思うんですが、危険と思えるような箇所がですね、そういうところは県の方へ要望されて、ぜひですね、そういう改良が、たくさんそりゃあ県の方の要望で色々あって、もうその順位がつくんだろうと思うんです

が、そういうこと、もうなるべく早くですね、そういう危険と思える箇所への歩道の設置をやっていただきたいと思います。なかなか県の方へ要望しても、県の方、先ほどもありましたように、数が多いということで大変であろうとは思いますが、また県の方へですね、早急に歩道整備ができるように要望していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

交通量の多い路線につきましては、先ほど、町長答弁にありましたように、今後も歩道設置の要望の方を行っていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

●佐竹議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

これで第1問目の質問を終わります。続いて第2問目をお願いいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

波多野議員2つ目のご質問、危険箇所のカーブ改良はできないかということにつきましてお答えいたします。信喜橋右岸側の国道375号交差点付近につきましては、町といたしましては2029年の島根国体カヌー会場として誘致を目指しており、町独自要望として国体までに歩道整備を要望しています。これに合わせまして、潮村方面からの見通しをよくする対策を検討していただくよう要望してまいりたいと思います。事業化となれば潮村方面からの車両確認や、毎日練習される生徒等の安全も確保できるのではないかと考えます。また、摘坂トンネル信喜側出口付近では、ご指摘のとおり、度々事故が発生し、県ではこれまで電光掲示板の設置など、様々な対策をとってこられました。本年4月以降も、注意看板の設置、路面の排水対策やトンネル内照明の照度調整など、追加実施をされています。今後さらに支線誘導施設修繕や、排水対策などを、12月までに実施される予定であり、引き続き、事故防止に努めるとのことです。対応策の効果を期待するとともに、今後も国道や県道、町道に関わらず、安全安心な道路となるよう努めてまいります。

●佐竹議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

この交通量もかなりあってですね、カーブ改良、緊急を要するなと思えるような箇所が、先ほどの歩道の設置にも歩道の危険と思える箇所と言いましたが、カーブ改良がですね、これも早急に改良が必要と思えるような箇所はだいたい町内そりゃあたくさんあると思うんですが、この箇所は特に危険だから、ここはもう改良しないといけないなあ、こう早急なあれだいうような箇所は大体何箇所くらい把握というか、町の方で考えておられるのでしょ

うか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

町といいますか、建設課の方で思っておりますのは、ご指摘の摘坂トンネルの出口のカーブ、これは非常に事故が多発しておりますので、毎回といいますか、いつも県の方に何とか抜本的な対策をといるところで要望はしております。後、375号関係でいきますと、潮村の先、曲利の辺り、こちらの方のカーブなども冬季にはよく事故が発生をしておる箇所というふうに認識をしております、それから高梨橋手前の未改良区間というようなところは要望にいつも上げておる箇所というふうに思っております。そういう認識で、一応こちらの方も思っておる対応、要望してまいっております。よろしく願いいたします。

●佐竹議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

先ほども言いましたように、信喜橋なんかのところですね、先ほど町長さんの答弁にもありましたように、非常にあそこは高校生が毎日のように練習しておるし、また、今度、カヌーのもしそこが国体の時ですね、会場になったりすると、かなりの人が。今でも大会とかある時には、橋の上にも人がいっぱいおられて、両方、あそこ駐車場もないという関係で、車を道路にずっと止められてやっとなります。ちょうどあっこ出ると、信喜橋の方から出ると、潮村方面から大和方面ですね、山がこう出て、ちょうど邪魔をする。あの山だけ伐り取ると、かなりあそこの見通しもようになりますし、もし国体でもあるという時には、その山を伐り取ると、その跡地が駐車場にもなったり、非常に一石二鳥になるんじゃないかと思うんですが、その山を伐り取ってという、あれやら、まだ国体がここへように正式決定ではないということですが、どうなんでしょうかね。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

先ほど町長の方からも答弁ございました。町の独自要望ということで、こちら信喜橋の歩道の整備というところで、要望をしておるところでございます。そうしますと、当然ながら江の川の方には出すことができませんので、山側を伐り取るというような形にの計画になろうかというふうには考えております。こちらの信喜橋周辺のところにつきましても、昨年の7月豪雨で道路も冠水をしたというところもございまして、そういった面の対策につきましても、町の方から何とか改良をといることで要望しておるところでございます、そうならば今ご指摘の見通しの悪さというところも解消できるのではというふうに思っております。今後も、町の方から県に向けての要望をしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

●佐竹議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

あれですか、学校のとこ、歩道の設置もそれだけえ、歩道の設置も何か先ほど、ちょっと歩道の設置いう要望というか、それをされとる訳なんですね。カヌーのあれで。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

こちらにつきましても、カヌーの会場へということで立候補といいますか、候補地としてお願いをしておりますので、歩道の方の設置、川側へ歩道の設置をということで町から要望をしております。そのため、どうしても山側への路線の変更といいますか、ちょっとカーブ改良的などところにならざるを得ないかなというふうには、私も考えておりますので、それに合わせて見通しの悪さの解消ということができないのではないかとというふうに認識をしております。よろしくお願いたします。

●佐竹議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

それと摘坂トンネルですね、これ先ほど言いましたように非常にあこ事故が、あこおそらく完成していうとかなり事故があったり、死亡事故等もあったりして、かなり今までであったのではないかと。なんかうちの地元の方でも、何かあそこはおかしいんじゃないかというような、地元でもあったりするんですが。素人考えで、カーブの手前ぐらいですね、トンネルがちょうどカーブになって、スピードが出てくる、なんかあそこ路面、そこ行くとスピードが落ちるようなでこぼこに、下をそこへ行けばガタガタとするとか、あるいはセンターラインを超えるとブーン言うて、センターラインの上へ上がると音がするですね、ああいうのをそこに全体的にやって、そこまで行ったらブーンと音がしたりすれば、これはちょっと危ないから、確かあそこ色々な危険といいますか、標識等はやっぱりしてあるんですが、また以前はああがには、水滴いうんですか、これ落ちたりはしなかったんですが、最近見ると水がポタポタ落ちたり、前は、きれいに下が乾いていて、トンネルの中で、ジョギングがなんかでも、あの中で練習をしたりいうようなことが、前やっとな人もおられたわけなんです、そこまでいくと、スピードをこりゃあ落さにゃあいけんと思えるような、ああいう路面をですね、何かできる方法はないんでしょうかね。これはちょっとなかなか素人考えであれなんです、簡単に言やあそこへ行きやあもうスピードをぱっと落とせる、ずずずずず一こりゃあやれんなんて思って、ああいうような装置でもなつとると、もうスピード落として、どうしてもカーブでずつとなると、あこに山に乗り上げて擁壁のところへ乗り上げたりいうことがあったりするんですが、ああいうことは実際には出来んもんでしょうか、どうでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

議員ご指摘の路面からの振動といたしますか、そういった対応は一応県の方でも行っておられます。なおかつ排水対策も兼ねて路面の方に溝を作って対策はされてはおりますが、今なお、路面が濡れているような状況というようなことでございます。そういったこともありまして、県の方ではもう1回排水対策というようなところを12月までにはやっていきたいという回答でございました。ちょっとご指摘のあったもう1つ、例えば段差みたいな感じで、強制的にスピードを緩めるというような方法がとれないかということだろうと思うんですが、こちらの場合、国道でございまして、そういった段差を設けてのスピード抑制というような方法はちょっと難しいということございまして、路面にちょっと音のするような塗装といたしますか、そういったものとか、今言った排水の対策ということで、もうちょっと水はけができるような対策というようなことを検討中ということでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

●佐竹議長

3番、波多野議員。

●波多野議員

先ほど、でこぼこ、ああいうこと、まあできないとですね。なんかですね、何にしても人名が第1番ですので、事故が起こって、また摘坂のところでも事故が起こって、また何か通行止めになって、また救急車のサイレンが鳴ったら一や言うて、どこだろうかと思ったら、あこでピカピカピカピカ鳴つようなことがありますのでね、まあ、そういうところで、いかにその事故を減らせるか、これからまた色々、何か色んなあれはやってあるんですが、まず最善の方法といたしますか、そういうことを色々検討していただきましてですね、とにかく安心して通行できるように他の箇所カーブ改良なんかも合わせてですね、カーブミラー等の設置も、カーブミラーもあっても、カーブの出会い頭、ひやっとなることが度々ある訳でして、そういうところを早急に誰もが安心して通行できたり、また歩行ができるようお願いいたします、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

●佐竹議長

波多野議員の質問が終わりました。

通告2、8番・山本議員。

●佐竹議長

8番。

●山本議員

8番の山本でございます。休耕田や耕作放棄地対策として蕎麦の栽培は有効と思います、ということで1点伺います。農業問題を議論するとき、過疎と高齢化によって耕作放棄

地が増えていますというのが、まくら言葉になってしまうほど、美郷町の休耕田や耕作放棄地は増えつづけています。何とか食い止めようと様々な対策は講じられてきましたが、残念ながら増加し続けています。水田の耕作が続けられなくなるのは、農家の高齢化が一番大きな要因であると思います。しかし、田植えや稲刈りはできるものの、用水路の維持管理が続けられずに、耕作を断念した例もあるのではとっております。以前、用水路の維持管理に支援して水田を守るべきとの提言もしましたが、耕作放棄地は増え続け、セイタカアワダチソウが繁茂している現状にあります。牛を放牧して雑草を食べさせ、牛の舌による牛の舌刈り対策も実現はしませんでした。そこで、休耕田や耕作放棄地対策として、蕎麦の栽培は有効と考え、もう少し力を入れて取り組むべきではと提案するものであります。蕎麦の栽培にはほとんど水は要りません。というより、水があつては蕎麦は育ちません。用水路の維持管理が難しくなったところは、極めて有効だと考えますが、いかがでしょうか。蕎麦の圃場は年3回程度、トラクターで耕すことで栽培は可能です。また、収穫は昨年導入された蕎麦専用のコンバインで刈り取ってもらい、乾燥、磨き、出荷も依頼することができます。現在はまだまだ多くの収入は見込めませんが、栽培面積を増やし、付加価値を付ける努力をすることで、耕作放棄地の減少につながるのではと考えます。町長の考えを伺います。

●佐竹議長

山本議員の質問は10時39分まででございます。よろしくお願ひします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ただいまの山本議員、休耕田や耕作放棄地対策として蕎麦栽培についてのご質問にお答えいたします。まず町内の水稲作付面積は令和元年8月末現在208ヘクタールあり、昨年度の222ヘクタールから14ヘクタールの減少となっております。また、休耕田の面積は、水稲細目書における自己保全の面積として155ヘクタール、耕作放棄地の面積は、31ヘクタールございます。山本議員ご指摘のとおり、水田の耕作が減少している要因は高齢化によるものが最も大きいと考えています。蕎麦の作付状況でございますが、平成29年度は5.2ヘクタール、平成30年度は7.6ヘクタール、そして今年度は11.5ヘクタールの予定となっております。年々増加の傾向にあります。品種別に申し上げますと、今年度は三瓶在来が3.4ヘクタール、信濃1号が8.1ヘクタールとなっております。美郷町農業再生協議会の水田フル活用をビジョンにおきましては、以前より栽培方法が容易で大きい面積で作付可能な土地利用型作物として、蕎麦を転作作物の1つとして振興してきたところでございます。収穫作業につきましては、刈り取りや乾燥作業に多くの労力を要することから、ファームサポート美郷の設立に伴い、蕎麦専用コンバインを導入し、生産者の労力軽減を図ってきているところです。町といたしましては、蕎麦の栽培は、休耕田や耕作放棄地対策として取り組みやすいものであり、引き続き進行してまいりたいと考えています。栽培面積の増加や、付加価値の向上に向けましては刈り取りや乾燥作業などの課題もございまして、今後

関係機関と協議し、対策を検討してまいりたいと考えています。

●佐竹議長

8番、山本議員。

●山本議員

前向きな答弁をいただきました。しっかり、もう少し論議を深めていって、ぜひともこれを対策の柱になればということで、質問を続けさせていただきますが、この質問するに当たってですね、まず一番大事なのが、蕎麦の栽培には、経営所得安定対策交付金がございます。これが今4万円、反当たり4万円の交付金がございますが、これがですね、国が2万円で、町が上乗せが2万円ということになると思います。これが今あるがゆえに、この蕎麦が何とかできるんじゃないかということでございますが、これが継続が、今後とも間違いなしがあるのか。国が例えばもう10何年後頃には、これは辞めるんだよという方向になっておるのか、なっていないのか。町が2万円は続けるのか、続けないのか。このあたりについて、まず確認を取っておきたいと思います。お願いします。

●佐竹議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

産地交付金の今後の見通しということでございますけれども、この産地交付金は、ご承知のとおり再生協議会の中で、ビジョンをつくりまして、その中で決定されていくものでございますので、今後のところについては、確証というものはここで申し上げることはできませんけれども、これまで合併前から蕎麦というものは、転作の作物として振興してきたところでございますので、それによってかなりの、今年度におきましては約11ヘクタールの面積において、蕎麦の栽培がされるということで、休耕田対策として非常に大きい作物だということは認識しておりますので、今後もその取り組みについては町も支援をしていきたいというふうに考えてございます。

●佐竹議長

8番、山本議員。

●山本議員

ということは、4万円は続くということで、前提に話を進めていきたいというふうに思います。問題は去年から今年ですか、昨年度で14ヘクタールもまたさらに耕作面積、稲作ですね、水田が減ってきておるということでございますので、この減り具合を蕎麦に転換するということも必要だろうと思うんですが、それ以外にやっぱり今既に耕作放棄地になった場所があって、かなり大草になつるところがあると思うんです。これが、今ならまだ、こうなんて言うんですか、去年、多少ファームサポートでやったように聞いておりますが、復帰できる面積というのが分かりましょうか。どうでしょうか。その辺りが。

●佐竹議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

耕作放棄地の復帰できる農地ということでございますが、大変申し訳ございません。これについては、町長答弁の中で、耕作放棄地31ヘクタールと答弁さしていただきましたけれども、その中でどれだけが本当にすぐ出来る農地かということについては、申し訳ございません。ちょっと把握をしてございません。

●佐竹議長

8番、山本議員。

●山本議員

先ほども申し上げましたように、蕎麦は水はいらんということでございましてですね、水路を維持管理することができなくて、辞められた場所についてはですね、そういう水が来んような場所については、これは早くなんとか今の間に耕してですね、蕎麦を植えるということは非常にいいじゃないかと思うわけでございます。そのあたりはちょっと申し上げておきたいと思います。次ですね、そういうことになりますとですね、今年11.5ヘクタールという先ほどの答弁ですが、約12ぐらいあるということですが、これはまだまだ今後増えるだろうと思います。問題はここにありますように、三瓶在来が3.4ヘクタールと、信濃1号が8.1ヘクタールということでございますが、これはですね、随分単価が違うというふうに思います。どっちがいいかというときに、これ、単価が随分違うと思うんですが、この単価の去年の実績等がありましたら、ちょっとお願いをいたしたいと思います。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

蕎麦の単価についてでございますけれども、現在の信濃1号については350円、それから三瓶在来については450円となっております。また、産地交付金の方で、町が単独助成ということで、1キロ200円を助成をしておりますので、正確に言うとそれプラス200円ということになるかと思っております。

●佐竹議長

8番、山本議員。

●山本議員

私も蕎麦を作っております、よく分かるんですが、信濃1号で今JAを經由してたぶん出荷をされるということなんですが、これは結構、値段変動がかなりあったように思います。以前200円程度のときもありましたし、今少し上がって来とるんかなという感じはしますが、三瓶蕎麦については、今のところ需要が結構あるみたいでして、これは450円を切ることはないということです。先ほども言いましたように、付加価値をつけることによって、なんか天日干しをするだけで少し単価も上がりますし、本当は手で刈って、はで干ししてやるということになりますと、1キロで800円1000円ということはすぐなる値段だと思います。そういうことですね、三瓶在来をですね、自分で作って言うのはなんです

が、これを増やしてですね、信濃なら全国どこでもあるわけですが、三瓶なら近くでやるんで、やっぱり三瓶山を含めて、何といたしますか、美郷の蕎麦として定着させるということは、これは売り出しにはいいんじゃないかという感じがしますが、町長どうでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

私も素人でございますので、細かいところまではわかりませんが、おっしゃるとおりですね、地元の在来で地元でしか取れない産品というのは、積極的に取り上げたいというふうには思っております。ただ、後ほど担当課長から申し述べさせていただきますが、私が報告を受けている限りでは、三瓶在来の苗がなかなか入手が難しいと、ボリュームがですね。というような、ボトルネックになっているような問題もあるというふうに聞いておりますので、その辺のところは解決できればですね、前向きに考えたいというふうに思います。

●佐竹議長

8番、山本議員。

●山本議員

確かに今はまだ少ないということで、十分な種の供給ができないという部分もあるかもしれませんが、これは増えることによってですね、安定させるためには、種専用の栽培をする必要が出てくるんですが、自分のところでできたやつを、残ったものをまいてもそれほど極端に悪い蕎麦ができるわけではありませんし、私も実際は、石抜きをした残りの蕎麦は全部種まきはしますんで、そういうことで努力すればええと思うわけです。ただ、問題は今、約12ヘクタールですが、これ今コンバインが1台しかないということでして、これかなり厳しい状況だろうと思います。町内で280平方キロの中を行ったり来たりして1台でやるというのは、大変ではないかという感じがします。これをやっぱり増やす方法をですね、蕎麦をやっていくならですね、増やすことがやっぱり必要じゃないかと思いますが、この辺り、試算等がございましたらお願いしたいと思います。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

蕎麦の拡大に向けての機械ということでございますけれども、私がちょっと資料、過去のデータを見てみますと、平成29年から三瓶在来が始まったというふうに認識してございます。それで、今年度で3.4ヘクタールということで、昨年までの実績を聞きますと、三瓶在来と信濃と違う品種のものがあるがために、なかなか刈り取りから乾燥までのところで一緒にできないといったような課題があったりですとか、刈り取り時期が一緒になってくるということで、どうしても今の状況ではいっぱいいっぱいであるという状況は聞いてございます。これを機械を増やしていくことができれば一番いいんですが、財政的な、お金のかかる問題もございまして、そのあたりをどういうふうにしていくかというところが

ございますけれども、いずれにしても三瓶在来の需要というのは非常に今あるというふう  
に聞いてございますので、そういった対応ができればいいかなというふうには思っ  
てござ  
います。

●佐竹議長

8番、山本議員。

●山本議員

三瓶そばはG I申請も、どうもしておるようでございますので、それになりますとさらに  
需要は増えてくるだろうというふうにも思います。で、コンバインで刈ってもらうのが、先  
ほど言いましたように、非常に広い面積ですので、ぜひともこれ、能力はですね、おそらく  
今12ヘクタールで反当とありますが、今、有機の美郷でやっつけられますんで、聞いてみたん  
ですが、めいっばいだろうという話を聞きました。でありますんで、ぜひともこれはですね、  
もう1台増やしてですね、力を入れていくなら、やっぱり増やすということも、1つ考える  
必要があるんじゃないかと思えます。もう少し蕎麦がですね、非常に楽だということも宣伝  
をしていただきたい。自分もやっておるんですが、先ほど言いましたように、年3回の耕運  
作業ぐらいでできるということございましてですね、2反5畝今年蒔いたんですが、播種  
に、女房と二人で半日で完全に済んでしまうということございまして。それまで3回だけ耕  
しました。2回耕しました。おそらく、終わった後に1回ぐらいやるということになります  
んで、年3回ぐらいは必要だろうと思えますんで、非常に楽なんですよ。この辺りをです  
ね、やっぱり栽培方法も含めて、播種してほうきで引っ張って歩くというのが、一番簡単に  
出来るんじゃないかと思えて、そういう講習会でもやってですね、もう少し、耕作する人  
を、転作される方にはぜひともこういうことも進めていただきたいと思うんですが、産業課  
の方で考えはございましょうか。

●波多野議員

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

蕎麦の拡大に向けて色んな講習とか、そういったことのご提案でございますけれども、非常  
にそういったことは必要かなというふうには思っております。今私も反収どれぐらいでき  
るのかなとちょっと調べてみたところ、全国平均では大体40から50キロぐらい、反収あ  
りますけれども、島根県においてはだいたい30ぐらいか、35ぐらい。美郷町においては、  
だいたい20から25、良くて30ぐらいといったところでございますけれども、三瓶在来  
に限ってみると、だいたい反収30キロぐらいになってるかなというふうには、データではそ  
のようなことが出ていました。ですので、栽培方法とかそういったこと、天気によって左右され  
るところが非常に大きくはございますけれども、そういったことも進めていくには必要では  
ないかなというふうには思っております。

●佐竹議長

8番、山本議員。

●山本議員

反収が30キロとかいうお話ですが、私は去年は実績ははるかに超して50キロは反収回りととります。一反5畝で80キロ以上ありましたんで、それぐらいにはなると思います。肥料もですね、蕎麦はいらんだろうと思われるんですが、肥料はやっぱり要るんですよ。やっぱり、肥料やった方がようできます。大きにしますとですね、花がいっぱい何段もつきますんで、やっぱり大きなほどがええということにして、私は今もつばらやつとるのは、鶏糞を入れるということでございまして、鶏糞だけで、あれと石灰をちょっとまいたりする程度でやりましてもそれぐらいです。鶏糞なんかになると15キロで160円ぐらい、それは固めたやつで、ペレット状になったやつがそれぐらいでして、粉で袋へ入っておるあれだと60円から70円ぐらいで多分売つとると思いますんで、そういう意味でも非常に、生産コストが低くできるんじゃないかという気がしましてですね、非常に楽だということでございますんで、この分をぜひとも進めていただきたいと思います。もう1つはですね、先ほど言いましたように、コンバインを増やしていただくことと、合わせて、やっぱり乾燥機や磨く機械、それから今度石抜きをする機械、こういうのもやっぱりセットでやるべきではないかと、集落営農で色んなとこに1500万から2000万ぐらいかけてですね、農機具を貸与しておるわけですが、それに近いものをやっぱりやっていくことによって、結構効果が出るんじゃないかと思うわけです。それで、今確かに1台コンバインを預けてやつとるんですが、有機の美郷が今やつとるところは、乾燥機も含めてですね、今、間借りをして、小松地の営農組合かどっかの場所を使っておるというような状況です。やっぱり、それをですね、ひとつやっぱり、美郷ブランドでも作ろうというそういう本格的な取り組みするなら、そういう施設も含めて考えていってはどうかというふうに思うわけですが、いかがでございましょうか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

美郷ブランドということでの機械整備というご提案でございますけれども、まずもって栽培される方の今現在、15、6の農家さんだったと思いますけれども関係者、関係機関と協議しながら、蕎麦の品種でありますとか、そういったことをちょっと協議していく中で検討していきたいというふうに思っております。機械につきましては、予算的なこともございますので、その辺りも含めて検討さしていければというふうに思っております。

●佐竹議長

8番、山本議員。

●山本議員

ぜひとも力を入れて取り組んでいただきたいということも含めてですね、先ほど言いましたように、機械のことも言っておきますが、磨きとか石抜き、場合によってはこれを製粉する機械もやっぱり導入した方が本格的にやるならいいんじゃないかと思うんです。普通

の潰すだけの分は、熱をもって蕎麦の風味を失うと言われますので、石抜きで低温で蕎麦を挽くことによって、これは非常に付加価値が上がってくるわけでございましてですね、蕎麦っちゅうのは、やっぱりそういうところもかなり微妙な、においとか、味が出てくるということに聞いておりますので、ぜひとも、もし導入して本格的にやるということになるならですね、石抜きも込めて、製粉機を1台100万ぐらいするようなやつをやってもらうとですね、美郷へ来るとおいしい蕎麦できるよと、粉を買って帰ることができるよということも必要じゃないかと思えます。それとですね、三瓶蕎麦は今私が打っておるのは、これはまた変な話なんですけど、10割蕎麦が打てるんですよ。簡単に。簡単に10割蕎麦が打てるんです。実際。信濃ではなかなかちょっと難しい部分であって、二八とか九一とか色々混ぜる必要があるんですけど、三瓶蕎麦は挽き方によっては、10割蕎麦が簡単に打てるという、私みたいな素人でも簡単にできるようになりましたので、ぜひともこの三瓶蕎麦を中心に進めていただきたいと思えます。乾燥機の話もですが、この前聞きましたですね、1台では、やっぱりちょっと時間が掛かってやれんだろうと。大きな機械は要らんわけです。乾燥機は。米のような大きなやつじゃなくて、6穀か8穀ぐらいの一番小さい分で1日の作業量はそれぐらいですんで、それを1日で乾燥するということになりまして、そういう小さいものでいいと思うんですけど、そういうものをぜひとも、そろえてですね、集落営農のような形の組織づくりも含めて、やっていってほしいというふうに思えます。そこまで力を入れていただきたいと思えますがいかがでしょうか。もう少し。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

先ほど、山本議員おっしゃるように磨きですとか、乾燥ですとか、そういったところの付加価値ですとか、そういったものをつけることができれば耕作放棄地対策として、蕎麦をもう少し前に出していくということは、非常におもしろい取り組みではないかなというふうに思っておりますので、先ほどと同じ回答になるかもしれませんが、関係者、そういったところと協議をしまして検討させていただければというふうに思っております。

●佐竹議長

8番、山本議員。

●山本議員

もう1つ、これも話に行って聞いたら、やっぱりそうかなという実態があったわけで、これももう少し申し上げておきたいと思うんですが、今の蕎麦の作業賃金が出た作業量、刈り取ってですね、乾燥して、石抜きをして出荷をしてですね、量があってもなくても、面積でいってみたいですが、1万4000円で10年以上もう単価が変わってないと。これは町からお願ひされた単価で、ずうっと来ておると。その前は1万2000円だったそうです。今1万4000円と聞いておりますが、これについてもですね、少し今かなり厳しいようでございまして、そのあたりも検討してあげたらというふうに思えます。そのことによって、あ

る程度サポートの方でも、事業としてもっていく方法も可能だと思うんです。もう少し上げることによって。それでいっても4万円が残るなら、それは収穫したものを販売することによって、ちゃらになるわけですし、4万円が確実に個人には残るということになるわけですから、そうしますとですね、ある意味、米よりか効率がええんじゃないかという感じがするんです。と思いませんか、いかがですか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

確かにお米との比較でいいますと、作業量ですとかそういったことを含めてどれぐらい手元に残るかということ考えた時には、確かに蕎麦というものは、そういった面があるかなというふうにも思っております。料金については、ちょっと私もこれまでの過程を詳しく存じ上げておりませんが、そこら辺が少し行き過ぎということであれば、またちょっと関係者の方で協議をして、そこら辺の対策を考えていきたいというふうに思っております。

●佐竹議長

8番、山本議員。

●山本議員

色々申し上げましたが、現実的な話をしたつもりでございます。耕作放棄地が増えるというのはどうしても止めたいという感じがしております。先代がせっかく連綿として築いてきた農地がですね、また元の山になっていくのは、寂しい限りでございますので、これを少しでも止める、次にまた水田か何かに復帰するときは必ず来ると思うんです。それまでに、やっぱり今の耕作地をですね、山に帰さない取組が、やっぱり必要ではないかというふうに思います。これについて、今一番取っ付きやすい事業だと考えますので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきますようお願いをしまして、私の質問は時間は残しておりますが、終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

●佐竹議長

山本議員の質問が終わりました。

ここで10時45分まで休憩をいたします。

(休憩 午前 10時 28分)

(再開 午前 10時 45分)

●佐竹議長

それでは会議を再開いたします。

通告3、10番・旗根議員。

●佐竹議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

10番、旗根です。次の1点についてお伺いします。道路維持管理についてでございます。近年は全国各地で豪雨による水害や、土砂災害が激甚化しております。昨年の西日本豪雨による建物や農作物インフラなどの被害額は33道府県で、単独の豪雨としては、統計開始以降、最大の1兆1580億円となる甚大な被害を受けたところでございます。本町においても、江の川の氾濫危険水位を上回り、堤防の決壊のおそれがあるとして、避難指示が出され避難したり、家屋、農地の被害を受けたところでございます。本年も8月末に佐賀県、福岡、長崎県に大雨特別警報が出されるなど、九州北部を中心に豪雨災害が発生し、甚大な被害を受けましたが、本町においては現在のところ豪雨災害もなく、台風の直撃を受けると想定していた台風被害もなく、安堵しているところでございます。県道、町道、林道等でこれまでに発生した災害箇所を急を要する箇所から順次復旧工事が行われてきましたが、未だカラーコーンの設置や、マーカーがしてあるものの、現在も放置されている箇所が見受けられます。このような危険箇所の復旧工事を行う計画予定はどのようになっていますか、お伺いをいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ただいまの旗根議員、道路維持管理についてのご質問にお答えいたします。県道、町道、林道等で災害箇所につきましては、急を要する箇所から順次復旧工事が行われているが、今なおカラーコーン等を設置したまま放置されている危険箇所の復旧予定はどうなっているかと、いうふうなご質問だと思います。まず、原則といたしまして、県道、町道林道等で災害復旧工事の対象とならない危険箇所につきましては、道路維持で対応するというようになります。その場合につきましては、通学路やバス路線といった路線を幹線を優先して対応しています。通行に支障のない場合には、注意看板やバリケード等を設置し、危険箇所の周知を行っています。また、道路維持工事を請け負った業者に連絡をしまして、落石の撤去や大型土のうを設置し、通行止めや片側交互通行など通行規制を行い、復旧まで時間を要する箇所もでございます。いずれにしましても、できる限り早い対応を心がけ、安全、安心な道路となるよう今後も努めてまいります。

●佐竹議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

ただ今、質問させていただきました主な箇所といたしまして林道角谷線でございます。落石や崩落箇所がありますが、現在もそのまま放置されているところがございます。これらの落石や草木の撤去や復旧工事の予定はどのようになっているのでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

林道角谷線の危険箇所ということでございます。おそらく言われている崩土があったところというところにつきましては、美郷町分ではなくて、邑南町分ということでございまして、こちらにつきましては、住民の方から通報を受けまして、こちらの方で確認、現地を確認して、こちら邑南町分ということでございますので、邑南町の方に連絡をしておるところでございます。再度対応いただく、早期に対応いただくようまた、邑南町の方をお願いをして参りたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

●佐竹議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

邑南町分ということでございます。実際に利用をしているのは美郷町の住民が主でございます。邑南町としては、目の届かない場所であると思ひますし、そこが住民からの声もないと思ひます。こうしたことを踏まえ、落石も現在道路の中にそのまま放置されている状態でございます。こうしたところの復旧工事等を町長の方から邑南町長さんにお願ひしていただけるようなことにはならないかと思ひますが、いかがでしょうか、町長。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ただ今のご質問は利用者は美郷町民が中心なので、なかなか邑南町側が動いてくれないんじゃないかという前提でのお話かと思ひます。まずは、私が最初から出ていくというよりも、先ほど課長から答弁さしていただきましたようにですね、まずは実務者同士で話をして、そこであまり進展をしないと、先方側が拒否されることはないと思ひますけども、なかなか進まないような状況でございましたら、何らかの方法で強く働きかけるようなことを考えていきたいというふうに思ひます。

●佐竹議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

落石があつてから、もう1年が経過しておるわけでございます。建設課長の方からも強くお願ひをしていただいて、何とかもうそこは、たまたま大きな広い待避所があるもんで、道路の中にあるんだけど、本当は全然撤去しないと通れないんですけど、待避所があるからそれを利用して、そこに放置してあると。多分普通の人が見たら、何でこのまんま道路の中に落石があるんかというぐらいに危険ではないかと思ひますから、こういう質問をさせていただいたわけでございます。できるだけ早急に対応していただくよう要望したいと思ひます。またその角谷線においてですが、角谷川の入り口の上流近で、平成28年の豪雪により倒木

して崩壊した箇所がございます。現在は草に覆われて、そこが崩落した箇所とは思えないほど、草の中埋まっております。そのため道路も狭くなっておりますし、また倒木を切り取った際の本がそのまま道路の脇に積んであるという。これは以前、同僚議員からの質問もあったと思いますけど、持ち主の方から置いてくれと、自分で何とかするからと言われたから置いてあるというようなことでもございましたけど、もう28年からいうと、3年が経過しておる訳でございます。今一度、持ち主さんの方へその撤去をしてもらうのと、その災害の復旧工事は計画をされていますか。いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

28年の雪害で倒木があったという箇所でございます。以前、他の議員さんからも依頼がありまして、持ち主の方に木の撤去ということはお願いはさせていただきました。いまだ撤去がされていないということでございますので、再度持ち主の方に撤去していただくようお願いをしまいたいというふうに思っております。またその復旧ということでございますが、現地の方も確認をさせていただいております。今現在、結構、草等が繁茂という格好で、余計に通行に支障が出ているような箇所になっております。こちらにつきましては、維持工事を請け負った業者の方にちょっとお願いをいたしまして、早急な対応していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

●佐竹議長

10番、箕根議員。

●箕根議員

それでは早急に何とか検討していただきたいと思っております。次に交通の妨げとなる支障木が各地で今現在見受けられます。道路内の巡回点検とか、町としての管理等はどのような方法で、現在やられておりますか、お伺いします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

支障木ということでございます。道路の管理ということで、草刈り等は盆前後までのところで、各地、業者の方に依頼をして行っておるところでございます。パトロール等で支障があるもの等がございましたら、本日もちょっと出たりしておるのでございますけども、職員の方で対応できるものは対応してくという形の方法を取っております。すべての路線に目が行き届いていないところがございますけども、ご指摘の路線等がございましたら、また教えていただきまして、現地確認の後、職員で対応できるものは職員で対応していきたいと思っております。また職員では間に合わないものにつきましては、また業者の方に依頼をして対応していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

●佐竹議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

そうしますと、町内の道路の巡回点検等々は、町としては、月に1回するとか、そういう計画は普通は行われていないのでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

町内の道路のパトロールの点検ということでございます。こちらにつきましては、月1回程度、地域を区切って行っております。その中で、その地域でそういったものがあるということになりますと、本日も出かけておりますけれども、早急な対応をしていくということでございまして、ちょっと時期が地域でパトロールしておる関係で間が空いている時期に、またそういった支障木等のものがあるということだろうと思っております。できるだけ早急な対応に努めたいというふうに思っております。パトロール自体につきましては、月1回程度の地域を区切ったパトロールは実施させていただいております。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

これも角谷線でございますけれども、私8月の半ばに通らしていただいた時点で、倒木というか枯れ木がもう道路を上から横断して、横断というか倒れかかって、下をくぐって通る状態のような箇所と、もう1本も前に倒れているままだ、そのまま放置してある。この前盆に通らしていただいて、ちょっとびっくりしたんですけど、そういうところの、どういふふうに点検をされておるのかなというところを、ちょっと気になったもので、お伺いしたわけでございます。また都賀西から比敷に抜ける乙谷地内でございますけど、これ菖蒲というのが側面じゃなくて、道路に覆いかぶさっている菖蒲が、大変、背の高い車というか、具体的に言えば選挙カーとかいうものは通れない状態、入り口付近に大変な覆いかぶさった木があるんですけど、こういうところをやっぱり点検をすれば、これは大変じゃないか、何とかしなくてはいけないとか、そこを管理していただく業者さんなりに撤去等をお願いしていただくようにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

林道谷線のことであろうかと思っております。今、ご指摘を受けまして、早速パトロールの方、現地の方確認をしまして、そういったものがあれば撤去するような方法で対応していきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

角谷線の枯れ木の分も早急に何とかして、取ってなかったら取っていただくようにした方がいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。次にですけど、以前から問題になっております都賀大橋の西詰めからの堤防から下流へ生谷線につながる堤防でございますけど、その最終支点の生谷線入口ところの狭くなっている箇所について、住民さんから何度も何とかならないかという言葉で以前から伺っているところでございます。これはもう大和村時代からのことでございますけど、なかなか地主さんとの折り合いがつかないからということで、西中下線ですか、の改良につながったわけでございますけど、住民さんから見ると、何であれだけ堤防は、今度、強靱のために広くなって通りやすくなっているのに、あそこだけが完全に狭いままである。放置というか、そのままであるということで、住民さんから見ると、何であそこを、危険な箇所を治さないかという、改良しないかということをよく聞きますけど、これの解決方法等々検討を、今後今現在されておりますか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

今話の部分につきましては、以前、数年前になろうかと思っておりますけども、お話があつて検討した経緯は確かにございます。なかなか延長的には短い区間ではございますけども、すぐ先って言いますか、カーブになってガードレールも何もない。要は堤防の天端を使った道路ということでございます。なかなかこれを改良をして、どんどん通っていただくというようなことも非常に難しいのかなというふうに思っております。そのために、先ほど言われました西中、西下というところで、道路改良を進めまして、そちらの方が安全に通行ができるということから、そちらの方で町の方としては対応させていただいたというふうに認識をしております。なかなかご指摘の部分につきましては、まだ家屋も残ったりしておりますし、お墓もまだ近くにはございますので、それを移転しての改良というのが、なかなか難しいのが現状でございます。以上でございます。

●佐竹議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

そこで前に反対されておられた方も、なんかお亡くなりになられたかどうか知りませんが、なかなか難しい点はあると思っておりますけど、やはり危険な箇所でございますので、この辺のところを今後、また改めて地権者の方なりと話し合いを持たれて、何とかいい方向にいくようにしていただきたいと思ひます。また、そこをそのまま下に転落された車もあるわけでございますので、明かりのついたパイプとかいうようなものだけでも設置でもしとけば、ガードレール付けたら、全然車は今狭いですから、ガードレール付けられると大きな車は回

れんのんですよ。ガードレールないから、大きな車でも通れるんです。4トン車でも何ぼでも通れますけど、年をとられた人何かから見ると、乗用車でも怖い怖い言うて言われるんです。あれガードレールをつけられると、今度は大きな車が通れないんです。ガードレールがないからそのまま入れるんですけど、そのところの安全策、ポールを建てるとかぐらいのことも、これは建設省なり、今の堤防を借りて使用さしていただいているということで、ガードレールも何もついてない、今の道路の現状だと思います。まあだけど、大変難しいことかもしれませんが、何とかしていただければというふうに思っておるところでございます。次にですが県道美郷邑南線の都賀西から比敷間、現在、通行止をされております。これも昨年の水害の時に、あちこち、大きな崩落とかないんだけど、小さな崩落した箇所等々の、現在9月いつまでか通行止めをされて、工事をされておりますけど、どのような今工事をされておるのでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

ご指摘の都賀西から比敷まで、こちらの県道邑南飯南線ということでございまして、県の方で工事、災害復旧工事は発注をされております。9月2日から11月の29日までの通行規制の届け出が町の方にも参っております、これによって法面の災害復旧工事というふうに伺っております。ということで、今こちらの方は県の方で順次対応中ということになっております。よろしく願いいたします

●佐竹議長

10番、箕根議員。

●箕根議員

最後になりますが、林道日野金城線の大浦上に土留めブロックで、応急手当、措置がされておりますが、これは通学路線でもありますし、バス路線でもございます。こちらの復旧工事とかいうか、改良工事ということは、今現在、県の方とかいうか、どうなっているのでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

こちらの箇所につきましては、町が管理する林道大和線ということで、今町が管理しております。ご指摘の大型土嚢が設置してある箇所ということでございますが、これこちらにつきましては、3月に崩土が発生をいたしまして、崩土は撤去それから安全も考えて大型土嚢を設置しております。梅雨時期とかいうようなところでの再度の崩落ということも考えられましたので、現在まで経過観察ということで、そのまま設置したままにしておりますけども、そろそろそういった豪雨等や台風等の被害も心配なくなってきたということから、今のところ、大型土嚢を撤去しまして、植生をして解放したいと、復旧したいと

いうふうを考えております。こちらにつきましても、また早急な対応に今努めてまいりたいということでございます。よろしく申し上げます。

●佐竹議長

10番、旗根議員。

●旗根議員

最後でございます。道路の維持管理費として成果説明書等々にもありますように、作業委託等々、倒木対策等々に色々事業費も計上されております。有効に利用されて、より安全な道路になりますようお願いしたいと思っております。以上終わります。

●佐竹議長

旗根議員の質問が終わりました。

通告4、5番・福島議員。

福島議員は11時51分までとなりますのでお願いいたします。

●福島議員

5番、福島でございます。私は通告に基づきまして、働き方改革とマンパワーについて伺います。1億総活躍社会の実現の1つとして、正職員と非正規職員等の待遇の格差をなくす同一労働同一賃金長時間労働の抑制、副業、兼業など柔軟な働き方、高齢者の就業促進、介護や子育てなどの仕事の両立などを見直し、労働生産性の向上につなげようと言われているのが働きた方改革と言われています。美郷町の取り組みはいかがでしょうか。また、農山村においては、定住人口から農山村の多様に係る関係人口が注目されております。地域との関わりのハードルが低くなってきています。すぐに移住、企業を求めるのではなく、よそ者や若者との関わりを丁寧に紡いでいける地域や、それを支援する組織に人が集まると、農業関係新聞に取り上げておりました。このような形で、働き方改革の1つとして、他地域から美郷町に若者を迎えることができるのでしょうか。最後に、年次有給休暇の取得義務化、会計年度任用職員導入の進捗状況と働き方改革に伴い、マンパワーの不足は生じませんか、合わせて伺います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ただい今の福島議員の働き方改革に関するご質問につきましてお答えさせていただきます。まず1つ目の、関係人口の取り組みの中で、働き方改革の1つとして他地域から若者を迎えることが可能かというようなご主旨のご質問だったかと思っております。まず、働き方改革についてですが、厚生労働省によりますと働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するために、働き方改革を総合的に推進する必要があるとしまして、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用の形態に関わらない公正な待遇の確保の3つを柱とする関連法案を定められています。このことにつきましては、関係人口とは直接的には関係ないところではありますが、様々な状況を見ながら、町としましては総合

的に考えていきたいと思えます。続きまして、役場での働き方改革に関する取り組みについてでございます。いわゆる働き方改革関連法は、直接的に公務員に適用されるものではありませんが、こうした趣旨を踏まえた対応が求められており、順次取り組みを行ってきているところです。例えば、休暇の取得や時間外勤務の縮減です。ご質問の年次有給休暇の取得義務化は、民間企業では5日以上の取得を義務づけられています。役場におきましては、法の趣旨を踏まえて5日以上の取得を目標とし、取得状況の把握や、取得の呼びかけなどを行うこととしています。時間外勤務につきましては、上限の原則を、月45時間、年360時間とするようにしたところです。また、会計年度任用職員導入の進捗状況についてですが、本議会に基本的な事項を定める条例を提出させていただいています。今後、この条例を踏まえ、募集や、予算編成の準備、ルールや運用の詳細を詰めていくこととしています。次に、働き方改革に伴い、マンパワーが不足するかということについてです。働き方改革による取り組みが、直接的に役場のマンパワー不足につながるとは捉えてはおりませんが、職員数は、必要な配置、数を確保するとともに、中長期的視野で、計画的に考える必要がございます。また行政の担う業務の範囲は広くなり、内容も複雑高度化してきています。業務の効率化や職員のスキルアップ等に努める、あるいは業務に応じた配置機構を検討するといったことも含めて取り組んでまいりたいと考えています。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

私が思う働き方改革というのは、単純に言えばこの職場に働く、その職場に働く、その人にとって所得や職場環境が安定しており、仕事に意欲がわく職場環境づくりだと思います。ただ、当然のことでございますが、役場にあっては、住民の皆様に理解を得られたものでなければならないと思います。そこで、お伺いしたいのは、まず1つ目としまして、28年の6月議会の一般質問で私は、定年と年金受給開始までの間の雇用についてお伺いしました。その後、県下に先駆けて再任用制度が取り上げられ、一定の高齢者としての就業促進が図られたようにも思います。今後とも、この制度を継続をさせていくのか、それとも会計年度任用職員に切りかえられるのか、いかがでしょうか、お伺いします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

ただ今の福島議員のご質問、再任用制度についてにお答えしたいと思います。再任用制度は年金支給年齢の引き上げによる雇用と年金の接続という国の方針を踏まえたものでございます。また職員の培った能力、経験を活用した施策事務事業等を円滑に実施していくという目的を持っておると思っております。この点を踏まえて、再任用制度を含んで人事運営を考えていくこととなります。また再任用職員は、正規職員の業務にあたるのが基本です。この点から再任用職員を会計年度任用職員に切りかえていくということにはなりません。

んが、それぞれの配置は業務等により、いろいろな形が考えられますので適正な形態を考えていきたいというふうに思っております。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

再任用のことですが、去年までは1年ぐらいの任期で終わったんですが、今後はそういう形でいくと何年ぐらいまで雇用するような計画でありましょうか、お伺いします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

再任用制度が何年まで採用を続けていくかというご質問だと思います。再任用制度につきましては、毎年1年ということで希望をとって採用をしております。希望のある限り概ね65歳というふうに考えておりますが、毎年希望がいたしましたら採用していくという考えでおります。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

年金開始の受給開始までのつながりができるという見込み、非常に働き場所があるということで、よろしかろうと思います。話は変わりまして、先般、働き方改革の一環として大手銀行員の服装がマスコミで取り上げられました。本庁の服装は、かなり自由度があると思っております。クールビズ、特にクールビズの時にはいろんなシャツをお着きになったり、またバティックも浸透してまいりました。そういうことになりますと、こういう服装などについては、既にもう実施済みというふうに解釈してよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

クールビズのご質問でございます。美郷町では、先ほど議員もおっしゃられたように既にクールビズの取り組みを行っております。以前から取り組んでおりますが、今年からのバティックシャツの他、後、美郷町それから島根県のPRのポロシャツを着用しております。ということで、既に実施済みと解釈をしております。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

なるべく、ラフな格好で、また住民さんから随分進み過ぎたと言われたいような、ラフな服装でお願いしたいと思っております。次に、先ほどもございましたが、今年から年に5日以上休暇を取得させなければならないという法律ができて、特に民間の事業所におき

ましては一人当たり30万ぐらいですか、罰金を払わなければならないと規定されております。5日間休暇を取っておられるか、取られてないかわかりませんが、そういう民間ではあります。役場には罰金は課されることはないよと聞いておりますが、業務量の多さや取りずらさが存在していたと思っております。最近、しかしながら、最近休暇が非常に取りやすくなったと職員の方からお聞きしました。他所ではなかなか今までとれなかったものが、うちではとりやすくなったという非常にうれしいと職員からお聞きしました。そういうような環境づくりに対して、何か工夫をされておりますでしょうか、お伺いいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

ただ今、議員がおっしゃった休暇が取りやすくなったというようなご意見をいただくことは、よい傾向が出ているのではないかと受けとめております。年次有給休暇の取得につきましては、仕事量が減っているわけではございません。業務の多い職場はありますが、本人にとっては計画的に段取りをしておくといった仕事上の工夫、それから、職場での助け合い、雰囲気のある面があると思っております。またこの4月から休暇取得の決裁権限を総務課長から所管課長へ変えました。これが実際に休暇が取りやすくなったのではないかという声につながっているのではないかというふうに思っております。以上です。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

今、総務課長から担当課長に決裁権限が変わったと、移譲したということで、それでもう1つ楽になったのかなと思うところですが、5日間取れてない、取らなかったというか、そういう職員に対しては、誰がどのように指導するのでしょうか。なかなかやっぱり業務によっては休みにくいとか、いろいろあろうと思うんですが、そういう場合に君はまだあと2日しか休んでないぞというふうにしてですね、後3日も残っているじゃないかと、後何カ月もないのにどうするんだというようなことで、指導されるのはどなたが、どのように指導されるのでしょうか。お伺いします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

まず、有給休暇の取得の状況でございますが、一人当たりの取得日数が平成30年実績で、約12.7日、令和元年につきましては現時点で平均6.5日というふうになってます。また取得の促進に向けましては労使で協議して、進めることとしております。状況は定期的に総務課の方で把握をしまして、労使の会議の場でテーマとする他、所属を通じた休暇取得のすすめなどを考えております。以上です。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

先ほど労使で協定というお言葉が出たんですが、これは36協定をさしてるのでしょうか。それとも職員組合との協定でということなんでしょうか。お伺いします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

職員組合との協定でございます。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

やっぱり休みのことをお聞きするんですが、職務においては、休暇を取れ取れと、消化しろと言われてもなかなか取りづらい職場もあろうかと思えます。まだ休暇を取得しようと思えばできるかも分かりませんが、仕事をおきざりにするわけにはまいりません。そうすると、何かの工夫が必要だと思えます。いわゆる生産性の向上が必要になってくるのではないかと思います。そうした場合、スキルアップが必要と考えますけども、そういうスキルアップというか、そういうような何かを考えていかなければならないと思えますが更に休暇が取りやすくなるような具体策とかいうものをお考えでしょうか、お伺いします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

議員のご質問スキルアップについてでございます。スキルアップ等につきましては、業務の研修、それから日常の業務を通じて知識を深めること、そして職場内、それから職場同士、関係業務での情報共有、連携などの他、ICTの活用や事務の簡素化なども重要になるというふうに考えております。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

ホームページをこの間例規集を見ました。最後の施行では、平成22年の6月30日施行となっております。規則の改正が今回の働き方改革に伴うような修正というか、改正がされておるのかどうかということをお伺いします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

規則の改正はというご質問でございます。これにつきましては、先ほど町長の答弁にもあ

りましたように、長時間労働に関する国の方針を踏まえ、超過勤務労働時間の上限の原則、月45時間、それから年360時間とするように改正を行ったところでございます。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

ということは、ホームページ上では表してはないが、実際には施行しとるということでよろしいですか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

ホームページ、早急に改めたいと思います。そのとおりでございます。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

条例によります現在の職員定数は111人。今年度、当初予算のところでは再任用を含みまして、100人余りだったと思います。数字上では職員数の雇用増も可能となっております判断いたしました。が、なかなか壁もあろうかと思えます。でそうした中で会計年度任用職員導入によりまして、完成ワーキングプアは生じない、ありえないと判断を自分的にはしておりますが、各種雇用条件の改善が予想されることから、雇用人数が減るのではないかと、いわゆる今までの嘱託さん、臨時さんから任用職員さんへ変わられて、経費が生じますけども、そういうことによって雇用人数が減るのではないかと。そして働き場を奪ってしまう可能性もあるのではないかと、非常に私としては危惧しているところでございます。そういうことがあって、任用職員の数が減れば、職員さんにしわ寄せが生じると思えます。もし減った場合には、その業務は誰が補ってなっていくのか、ということになると、マンパワーの不足が生じないかということ、そして、この制度の導入によりましては、財源はどういうように対応されるのかということをお伺いしたいと思えます。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

会計年度任用職員制度の移行に当たりましては、これまでの臨時、嘱託職員制度も同様でございますが、職の整理が求められておりまして、今後もこの整理は行っていくべきものというふうに考えております。この結果として、毎年度または一定期間ごとに会計年度任用職員の配置の必要性を判断することというふうになります。行政の運営上、必要な職員体制をとるとともに中長期的な視野で考えることが基本であり、職員体制につきましては慎重に必要な検討を行っていく考えでございます。またこの検討の際には、当然、財源や財政見直しを含めて検討しまして、有利な財源措置等があれば活用したいというふうに考えており

ます。以上です。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

今のところ来年度以降、現在の嘱託職員さん、臨時職員さんの人数がどのくらいになるかという見込みは全くないということですか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

全くないといえますか、今おります臨時嘱託職員の業務内容等を踏まえて、整理が必要かなというふうに思っております。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

なかなか明確な数字が出ないようでありますけども、マンパワーの不足がないように、そして職員が逆に苦しむことがないように、働き方改革がせつかく導入されて業務量が返って増えたということのないようにしていただきたいと思います。次に、平常の業務は、事務分担表とかいうように、組織表によって何人かが一つの業務を正副とか、分かれて何人かが補完して、支障が出ないように組まれて取り組まれてると思います。しかしながら、これからは特にそうなんです、今までもあるのはあったんですが、制度としてこれからどんどん進んでくるであろう取得するであろう育児や介護休暇等々がありまして、それらの長期休暇取得者もこれから増えてくると思います。そのまた療養のために長期に休まなければならない方もいらっしゃると思います。そうした中で、その相方だけにしわ寄せがいかないように配慮が必要だと考えますが、いかがでしょうか。お伺いします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

ただ今のご質問でございますが、職場の状況や業務による場合もございますが、休職等がある場合につきましては、さまざまな形での代替の職員を補充するようしております。もちろん職場での分担の見直しなども含めて、対応していくというふうになるかと思えます。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

代替職員を考えるということですが、それはどのくらいのお休み、一人不足するか、期間

が過ぎたら考えになりますか。例えば1週間程度なのか、1カ月程度なのか、3カ月程度なのか、1カ月以上になれば相当その業務の方は大変だろうと思うんですが、いかがなものでしょうか、お伺いします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

休職の期間でございますが、具体的には定めたものはございませんけども、例えば3カ月とか6カ月、1年といったスパンで代替職員を考えていきたいというふうに思います。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

最後の質問にさせていただきます。色々働き方改革で、お伺いいたしました。今の職員さん、あるいは任用職員さん、制度が変わる中で休暇も取る、服装も楽になると、いろいろあると思います。スキルアップも必要になってまいると思います。そうした中で、もっと私としては自由闊達に職員さんに働いてもらうためにですね、いろんな工夫もされとると思いますが、先般バイクのオートバイですか、2輪車、50ccのでナンバーがみさ坊を使うというナンバーが出ました。そういうアイデアやいろんなことをされて活発になるようなことを活動された職員には、なんかこう褒賞をつけるというんですか、そういう自分も一生懸命頑張るんだというような、褒賞制度を見たいなものです、ぜひとも制定していただきたいと思うんですか。いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

今のご質問でございますけども、自由闊達な雰囲気職場というのは、これも公であれ民間であれ、大変いい職場だというふうに認識してます。ご指摘のようにみさ坊のプレートにつきましては、職員からの発案で実現したものでございますので、こういうふうな活性化のアイデアが、なおかつ余りお金を使わずにですね、アイデアが出てくるというのは、私のモットーでもありますように、金はないけど知恵があるというふうな役割つながるものということで、大変評価しております。ただ、褒賞制度というのがですね、本当にいいものかどうかということでは、公の公務員という立場もありますし、私、民間の時の経験上申し上げてもですね、例えば、これやったらげん玉やるよってというのは非常に効くんですけども、本当にそれが果たしていいのかどうか。むしろ、いい仕事をしたことに対してげん玉じゃなくて、ちゃんと評価してあげるということの方が、人間、その後しっかりと働くということですね、気概を持って自分の職業意識を高めて、働いてもらえることになるのではないかと思いますので、褒賞制度を一律に機械的に当てはめるところは今のところは考えておりません。

●佐竹議長

5番、福島議員。

●福島議員

終わります。

●佐竹議長

福島議員の質問が終わりました。

ここで午後1時まで休憩といたします。

(休憩 午前 11時 42分)

(再開 午後 1時 00分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

通告5番、9番・安田議員。

●佐竹議長

安田議員。

●安田議員

9番、安田です。私は1点ほど通告いたしておりますので、質問をさせていただきます。質問事項は美郷町内における三江線跡地問題についてであります。私は、これまでに三江線の跡地問題については、再三、議会で質問してきたところでございますけれども、今日も2点について再度お伺いしたいと思います。1点目は、町内における線路内および法面の除草についてであります。皆さんも沿線を通って感じられることではないかと思っておりますけれども、三江線が廃止になって1年6カ月が経過いたしました。線路内及び法面の雑草は伸び放題であります。最近では雑木も生えて鳥獣害の住処になるのではと沿線住民の皆さまは心配されていることと思っております。既に住処にしているところもあります。早急に除草や除伐をしないと取り返しのつかないことにならないかと思うております。その後、JRとの協議はどうなっているのか、お伺いいたします。2点目に線路の除去についてであります。JRとの協議で、今後どのように進められるのか。町内には、線路で集落内を分断され、大変不便を受けられてきたところもあります。線路が部分的にでも除去されれば、道路改良にもつながる部分もあるとは考えておりますけれども、町長の考えを伺います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは安田議員、美郷町内における三江線の跡地問題についてのご質問にお答えいたします。1点目の町内における線路内及び法面の除草についてですが、町内の三江線跡地において、雑草が伸びている状況につきましては、ご指摘のとおりでございます。跡地管理に

つきましては、除草の要望を受け、J R西日本に作業依頼をしております。この除草作業につきましては、本年度から2つの方法で行うこととしました。1つは町シルバー人材センターを活用すること。2つ目は地元の自治会、地域の団体に除草作業の再委託をする方法です。これは、J R西日本と町が除草作業の委託契約を結んだ上で、町から地元の自治会地域の団体に再委託をするものです。今年度も3つの地域、上野、長藤、築瀬から除草の要望があり、J R西日本に伝えてあります。そのうち、上野地域は町シルバー人材制度を活用して除草作業を完了しています。長藤、築瀬地域は既に現地協議を行い、現在作業方法について調整中です。昨年より効率的な作業実施が見込めますが、一方で課題もあると認識しています。それは計画的な適正管理です。住民からの除草の要望を待つのではなく、適正な時期に適正な管理を計画的に行うということです。町シルバー人材センター方式と自治会等再委託方式を併用し、作業範囲と時期を定めた計画の策定をJ R西日本とともに進めてまいります。2点目の線路の除去についてです。線路の除去につきましては、J R西日本から示されている管理方針では、現状のまま管理するというふうになっております。J R西日本が線路跡地として管理する限り、線路の除去は難しいと考えます。しかしながら、跡地を町が譲渡を受け、有効活用するための事業を実施する場合は、除去を行うこともできます。町内には線路で、集落内を分断され、不便なところがあり、線路を部分的に除去し、道路改良につなげてはのご質問は今年5月に築瀬自治会より要望のあった箇所を刺されているものと思います。6月にJ R西日本、地元自治会町と協議した際の話では、工事は地元で行うので、線路上に碎石をしいて運搬車が通れる程度の対応はできないかという要望に対しまして、J R西日本側より、きちんと用地買収を行い、正規の道路としていただきたいというふうな旨の回答がありました。ただ、しばらくは点検車両が線路を通るので、交渉はそれが終わったその後をお願いしたいとのことであったと報告を受けています。線路により大変不便を感じておられる集落があることは認識しておりますが、現状ではJ R西日本の点検作業終了後の対応となります。また、現在、各連合自治会等より、要望、陳情のありました路線につきまして、改良を進めている最中であり、まだ未着手の路線も多数あります。線路を部分的に除去し、道路改良につなげることは有効であると考えております。今後は、全体の道路改良を含めて計画的に検討してまいります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

安田議員。

●安田議員

ただ今答弁をいただきましたけども、今年度の場合は3地域で除草の要望があったんで、J R西日本の方に伝えて実施する。上野については、既に作業が完了したということですが、長藤と築瀬地域については、現地協議を行い、作業方法について調整中であるということですが、これについてはですね、私も築瀬の皆さんともちょっとお話をしたところなんですけども、なかなか築瀬の場合は他の地域と違って、両方に住家があるということで、皆さん方が除草の方をですね、今まで積極的にやられてきた経過があります。ですがだんだん

地域の人も高齢になっておられまして、なかなかそこまで手が届かんようになるんじゃないかということから、除草の要望もされたやに聞いております。そういうことで、ここだけでなしに、この沿線にかかる地域を、今後は計画的に適正管理をしていくということでございますけども、できるだけ早くですね、1回目と言いますか、除草が済むようにですね、しっかり計画を立てて、やっていただきたいなというように思います。場所によっては、先ほども言いましたけども、しっかり茂ってですね、雑木も生えて、鳥獣害の住処になってるとこも実際にございますんで、そういうところは優先的にですね、計画の中へ取り入れていただいて、実施してきていただきたいというように思います。その点いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

除草についての要望ということでございます。計画的にということ、まず第1回目の除草ということでございますけども、今御要望いただいております築瀬、それから長藤、この2地域につきまして、地元の方の築瀬自治会の方では確かに難しいということをお答えいただいております。築瀬地域に限った問題ではないというふうに思っておりますので、今お話をしておりますのは、吾郷地域連合自治会で何とかやっていただけないでしょうかというお話をしております。で、正式な回答をまだいただいておりますけども、なかなか難しいというお答えは頂いておりますので、こちらにつきましては、町のシルバー人材センターの活用を進めていくというふうな方向性になろうかと思っております。こちらの方調整さしていただいて、1回目の方の除草の方をできるだけ早いところで行いたいというふうに考えています。それから長藤地域についても、引き続き調整中でございます。こちらについては回答があれば自治会なのか、それともシルバー人材センターの活用なのか、これはいずれか選択をさしていただいて、こちらの方も早く1回目の方を実施していきたいと思っております。それから、ご要望がない地域においてもですね、実際にそういった形で雑木、それから雑草等生茂っている状況でございますので、先ほど町長答弁にもございましたけども、JR西日本と協議を行いながらですね、要綱が出る前に適正な管理を努めていくというふうな計画をですね、今後練っていききたいと、協議をしていききたいというふうに考えております。

●佐竹議長

安田議員。

●安田議員

夕べ、このことじゃなしにですね、連合自治会の執行部会が開かれまして、私も一員ですんで、出てこの話も出ました。お願いしとるんだけども、役場からは地元で何とかならないかというようなことを言われてときとるということでした。たまたまちょっと築瀬の自治会長さんちょっとケガをされて欠席でしたんで、あれなんですけれども、皆さんのあれではなかなか自治会では大変だよというのは、実際に出て、夕べも会合の中で出ておりました。そういうことで、今色々申しましたけども、何にしてもですね、やらんと本当、日に

日に雑草やら、まあ最後には雑木もどんどん生えてくるというような結果になりますので、ぜひぜひ計画的に進めていただきたいというように思います。それでは2点目ですけども、鉄路の除去についてですけども、これも私、たまたま帰えりよったらですね、築瀬の自治会長さんや役場の方がおられたんで、何事かなと思って行って、どうしたんですかと言ったら、ちょうど米子からですね、JRの人も来ておられて、一緒にずっとあれさしてもらったんですけども、電気関係の系統のあれが敷いてあるんで、それを撤去したりするのに、鉄路をまだ使いたいんで、なかなか鉄路を撤去というのはすぐには出来んというような話も、その現場でされておりましたけども、ここにも、ありますけども町の方でですね、無償譲渡と言うようなことをしていただいて、受けていただいてあれすれば可能じゃないかということも、ここに書いて、回答としていただきましたけども、我々とすればですね、僕は今築瀬のことを一例としてあげたんですけども、竹のどこにもですね、そういう鉄路どうかしてもらえんかというようなことを言われている方もいらっしゃいますんで、そういうのも含めてですね、何とか鉄路を早く除去するようにですね、町として、JRの方へも陳情をし続けていただきたいと思いますというように思います。町とすれば未着手の改良に、未着手の路線も数多くあるので、線路を部分的に除去し、道路改良につながることは有効であると考えておるけれども、今後ですね、町長が答弁されたように町が譲渡を受けてやれば、それが物事が進むけれども、そうでない限りは、なかなか難しいのではないかというふうに、今の現段階では難しいのではないかということでございますけども、1つこれは三江線の廃止になっての跡地の問題は、後々町の1つの大きな問題でもありますんで、このまましておかずにですね、要望とか陳情をですね、常に続けていただいて、JRとですね、しっかり協議して、今後管理をしっかりやっていただきたいと思いますというように思います。以上です。早うございますが、終わります。よろしくをお願いします。

●佐竹議長

安田議員の質問が終わりました。

通告6、6番・藤原議員。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

藤原議員は14時18分まででお願いいたします。

●藤原議員

6番、藤原です。3点ばかり質問をさしていただきたいと思います。まず1点目は、空の駅構想とは、ということであります。このたびの一般会計補正予算で、8億3500万の災害対策費が美郷町の防災拠点整備として計上をされました。資料によると太陽光発電施設や蓄電設備等の整備をし、国の補助金や交付税措置のある起債を活用し、実質の自己負担も毎年の電気代の節減効果で、10数年後にはなくなるということでした。防災拠点や避難施設等に防災減災に資する再生可能なエネルギー設備等を整備されることに期待をします。この事業については、空の駅構想も示され、物流用ドローンの産業利用促進のインフラ整備

的な意味もあると思いますが、具体的に空の駅構想をどう展開していかれるのか、伺いたいと思います。2点目は債権管理についてということであります。本定例会では、平成30年度美郷町一般会計及び特別会計の歳入歳出の決算について認定を求められております。決算数値を確認してみると、相変わらず一般会計他に特別会計においても延滞債権の多さが目を引きます。平成29年度は、徴収推進係の効果で収納率が向上していたのですが、昨年は係りの設置の効果あまり認められません。今後の債権管理に対する考えをお伺いしたいと思います。3点目は適正な森林管理ができていますかということです。森林が町全体の大部分を占める美郷町にとって、その豊富な森林資源の活用や管理は林業振興における大きな課題です。今年度より山くじら推進課が誕生し、その中に新たに林業係が設置され、適正な森林管理に向けて大きな力になると期待をしております。そんな中、分収林の契約が満了する森林が出てきます。分収林や町有林の現状と管理方針、また今後の農林業施策についての考え方を伺いをしたいと思います。以上3点、よろしくお願いをいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ただいまの藤原議員、1点目の空の駅構想とはについてお答えいたします。今回、補正予算に計上させていただきました美郷町防災拠点整備事業空の駅構想についてご説明いたします。近年、豪雨、台風、地震などの凶暴化した災害が全国的に発生しています。先日の台風の被害に遭われた千葉県では、まだ停電が続いている地域もたくさんあると、直近でも報道されています。美郷町におきましても、昨年4月の島根県西部地震、7月の豪雨など多くの町民が避難を余儀なくされる災害が相次いでいます。災害発生時に町民の生命、安全を確保する重要な役割を担う避難所の強靱化は町としての責務であり、とりわけ、避難所の電源確保は重要な課題と認識しています。この課題解決のため、防災、減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策において、予算化された国の補助事業である地域の防災減災と低炭素化を同時実現する自立分散型エネルギー設備等導入推進事業を活用いたしまして、非常時の電源設備を整備したいと考えています。約9億円をかけ、町内の主要な避難所に太陽光発電設備と各施設の3日分に相当する畜電が可能な蓄電池設備を併設する予定です。整備する場所は、吾郷、君谷、沢谷、都賀行、比之宮の5カ所の公民館及び防災センター、役場本庁舎、美郷館、浜原隣保館を合わせた計9カ所を予定しています。この事業を導入するメリットは4点あります。1点目は、災害に強い防災拠点が整備できることです。災害時に長期の孤立化にも耐えることのできる電力確保と物資の補給を受けられる自立した地域の避難所、防災拠点づくりが可能となります。2点目は、実質的な町の財政負担が少ない点です。事業に要する費用を先ほど申し上げました国のいわゆる国土強靱化3カ年緊急対策関連補助金と、起債等を併用することで、町の実質負担を大幅に抑えることができます。申請が認可されれば、町の実質的負担は総事業額の約13%程度に抑えられる見込みです。3点目は、太陽光発電の電力を使用することによる公共施設の電気代の削減です。試算では、年間約90

0万円の削減効果を見込んでいます。そのためシュミレーション上では、10数年で先ほど13%程度と申し上げました当初負担額全額を回収できる見込みです。4点目は、ドローンの利活用を推進できることです。リチウム電池を搭載した一般的なドローンの飛行可能距離は10キロメートル程度とされています。今回の防災拠点整備事業で、太陽光発電設備と蓄電池設備の配備を計画している施設は、各々10キロメートル以内で結ばれ、町の主要地域をカバーするネットワーク構築が完成します。避難所をドローンの充電中継基地とすることで、平時においては、町内各地域への物流の手段として、災害時には救援物資輸送の拠点、中継基地として利用が可能となると考えています。近い将来、少子高齢化、過疎化による担い手不足から、中山間地域での物流の確保が大きな課題となってきます。現在、日本全国の幾つかの地域でドローンを活用した物流の実証実験が行われていますが、その多くは発地と着地の2点間を行き来する局地的なものです。これに対しまして、当町におきましては、今回のインフラ整備により、複数の拠点を発着し、江の川とその支流を空のハイウェイとして活用して、町内使用地域を結ぶ体制が整うものと考えます。これを、空の物流ネットワーク構想、空の駅構想として、今後民間企業等の実証実験誘致を行っていく予定としています。また、この2月に発足した美郷町ドローン活用推進協議会とも連携を図り、官民一体で、構想の推進を行っていく予定としています。これは全国的にも他に例がなく全国初の試みです。冒頭から申し上げましたように、災害に強いまちづくり、そして不便の少ないまちづくりを進めてまいりたいと思います。皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

丁寧なお答えありがとうございました。ちょうど昨年この時期ですね、北海道で震度7の地震がありまして、大規模の停電がありました。いわゆるブラックアウトということですね。北海道全域ですから、約300万世帯弱、2日間であったやに思います。そういったことがおきました。また、今年、つい最近ですね、台風15号やってまいりました。関東を直撃いたしましたので、千葉の方では非常に今、昼のニュースでは33万3000人ということ言われましたけど、多くの方々が難儀をされたということでもあります。熱中症による被害、死者も出たという報道もありました。医療福祉施設あるいは公民館避難所、そういったところですね、電源の確保が、いかに重要であるということ、本当に改めて認識をさせられました。この度のこういった美郷町の防災拠点設備の補正予算は拠点施設の整備の補正予算は、美郷町ですね、我々の安全・安心の暮らしのためにはですね、本当に重要であり、必要なものであると思っております。そういった中で、先ほど町長、いろいろこの事業のメリットですね、4点ばかり述べられました。災害に強い防災拠点施設の整備、実質的な財政負担が少ない、あるいは電気代の軽減、それからドローンの利活用というようなことでありますけど、1点目のですね、災害に強い防災拠点施設が整備されるということでもありますけど、これい

いわゆる再生可能エネルギー、太陽パネルを持ってやれるわけでありまして、千葉の例、テレビ報道見とりますとですね、なるほど発電機はある。発電機はあるんだけど、その燃料がなくなってしまうたら、もう全然電気が使えなくなるということを、テレビである奥さんがですね、嘆いておられましたけど、この設備についてはですね、再生可能エネルギーを使います。という太陽パネルでもって蓄電をするわけですけど、最低でも3日間ですね、これは再生可能エネルギーですから、使用しながらも蓄電が出来るわけですね、そういったことを考えるとですね、発電設備を入れるよりは、かなり有利じゃないかと思えます。3日間ということ言われましたけど、これを使いながらまたためていくということをしませうとですね、条件によっては、3日が4日になり、4日が5日になる可能性があるんじゃないかと思えますけど、そういった感じの施設なんではないでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ありがとうございます。ただ今のコメントをいただきましたように、北海道の大地震、大規模停電を初めとしましてですね、補足をいただきまして大変ありがとうございます。それで今おっしゃられましたように、今回のつけますのは、再生可能エネルギーですので、常に太陽光発電で、波はありますけども電気を起こすということでは、365日に24時間太陽が照っている時間は働いてくれるものというふうに思います。それと、蓄電機能につきましては、公民館、公民館、避難所ですね、避難所の規模によりましては、3日分の電気を貯めることができます。実は、これは補助金を取るということが前提でございますので、いわゆる電気の買い取りですね、フィットというのは使えません。ですので、電気をおこして、その場の公民館で、毎日、毎日使うというものと、もう1個は蓄電、これについては常に3日分の蓄電ができるようにということで、要領を指定しまして、各公民館3日分は貯めることができます。実は、ここから余るものというのは、実は捨てなくてはいけなくてですね、こういう時代に電気を節電するという方向で、日本は動いているんですけども、電気を捨てなきゃいけないという、ちょっとぜいたくな悩みがあるんですけども、現在のところは使いながら、3日分は確保できるように、電気が仮に止まったとしても、3日分は持ちこたえられるようにというふうな仕組みはできております。また3日分蓄電をしてるんですけども、仮に何らかの災害が起こってもですね、太陽光発電が使えれば、この3日分を使わなくても公民館では、太陽光発電が使えますので、そういう意味では最低3日分は貯めておかれるというふうなものだと思います。ただし、今の容量では3日分というところまでの容量でやっておりますので、4日分、5日分、多いに越したことはないんですけども、やはりそうなりますと、その分だけまた金額も掛かってしまいますので、今のところは3日分の蓄電というふうな機能で考えてます。それと、これは将来的な課題というふうに思っておるんですけども、今回再生可能エネルギーを幅広く検討いたしました。例えば小水力発電ですとか、あるいはバイオマス発電ですとか、あるいは水素発電ですとか、様々な技術が出てきております。

ただし、コスト面ではなかなか太陽光発電の上回るような費用対効果が見込めるものは、現時点ではないということで、太陽光発電に絞らしていただいております。ただし、今後、将来的にはですね、水素発電あたりのところは町として、第2の電源確保として検討をしてもいいんじゃないかなというふうに思っております。といいますのも、先ほど電気を捨てるというお話をさしていただきましたけども、もったいない話なんですけども、実は電気を使って水素を発生するというふうな技術がもう確立されておりますので、余った電気を使って水素として保管しておけば、これが災害が起こった時には、その水素を運んで、そこで燃料電池として電気を起こすというふうな2次利用ですね、っていうこともできるかなというふうに思っています。ただしですね、水素はご存じのように、水素を取り出すのにも非常にお金がかかりますので、燃料電池もですね、今のところ、ちょっとコストが高いということで、今回の案としては落とさしていただいておりますけども、将来的な検討課題ということで考えておりますので、当面のスタートは3日分、最低3日分ということなんですけども、将来、技術的な革新あるいはコスト面で大幅な低下が見込まれるようであれば、また議会に諮らしていただきまして、さらに進化したような形で住民の皆さんの安全安心、それと電気、電源の確保ですね、こういうところを図っていければというふうに思っております。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

はい、ありがとうございます。余った電気は捨てるということを言われまして、これ残念だなと思っておりましたら、今水素の話が出ました。必ず近い将来ですね、水素社会が来るのはもう間違いないことでありまして、その水素に変換してですね、各家庭でもエネルギーを取るとくと、そういう時代は必ず来るとは思いますけど、それはなかなか近い将来のね、かなり先のことだと思いますけど、そういったことの実証実験の場に、また提供するというのも、またおもしろい考えではないかと思えますんで、一言言っておきたいと思えます。それで、実質的な2番目のメリットですか、実質的な財政負担が少ない、あるいは電気代が削減されますよと言うことを言われました。お答えの中で、この事業費ざっくりとしたところ9億なんですけど、補助金が幾らあって、あるいはそれを補助残の起債、交付税措置、あるいは電気等々、ざっくりとしたですね、アバウトでいいです。住民の皆さんまだ理解されておられませんので、お答えいただきたいと思えます。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

まず、ただ今コメントいただきました水素の実証実験も含めてというお話につきまして、現在、中国地方で水素の発電機能と水素自動車ですね、これを保有しているのは岡山市だけというふうに聞いておりますので、そういう意味では全国的にも水素というものを入れると、非常に先駆的な試みになるのではないかなというふうには思っておりますので、今後

の検討課題とさせていただきます。ただ今の財源的な事業費のお話でございますけども、概算で申し上げますと事業費総額が8億9500万となります。内訳としましては、大半が工事費、一部が設計管理費となっております。これに対しまして予算の財源の内訳でございますけども、環境省の補助金こちらが6億7000万円余りとなっております。こちらは、先ほどご説明いたしました地域の防災減災と低炭素化を同時実現する自立分散型エネルギー設備等導入推進事業という、昨年からはじめました、一般的に言われてます国土強靱化の3カ年予算の特別補助金の1つでございます。こちらが補助率が4分の3という極めて高い補助率の補助金でございますので、事業費の約4分の3を国に出していただくと。賄っていただくということでございます。それで残りの部分が起債を行います。起債につきましてはですね、金額が2億870万円です。こちらにつきましては、充当率が100%、交付税措置率が50%でございます。ですので、今申し上げた2億870万の半分ですね、1億435万は、後々交付税措置として戻ってくるということになります。それと一般財源、実は空調機器の修繕費、これは本庁舎内ですね、空調がもう老朽化しておるものですから、いずれ老朽化の更新の時期に来ておるんですけども、こちらも合わせてやらしていただく関係上、そういうものをまとめますと一般財源が1500万円ということになります。まとめて申し上げますと、手出しがですね、先ほど申し上げました起債の半分、それと一般財源こちらを合わせまして1億2千数百万というふうな金額になります。ですので、全体の事業費の約13%程度が実質的な町からの自主財源を充てるということになります。ざっくりでございますけども、以上でございます。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

ざっくりとしたところをお伺いいたしました。大体9億ぐらいの事業費に対しまして7億弱の補助金があると。2億に対しまして、その半分は約1億ばかりを起債で借りると。2億を起債で借りると。1億の交付税措置があると。残りをということでもありますけど、電気代の削減効果で10数年で全額回収できるというお答えであります。やりようによってはですね、もっと短期間で回収できるやに思いますけど、なかなかこれはですね、お話もできないところだとは思いますが、私は10年以内に回収できるんじゃないかというふうに思っています。4点目にですね、ドローンの活用ですね、平時においては町内各地の物流の手段として、そして災害時には救援物資の拠点中継基地として利用するというところであります。そういったことをですね、協力企業を募って実証実験を始めたい。これが空の駅構想やに思います。それで気になる点を少しですね、質問したいと思えますけど、まず安全面と騒音面ですね、その辺のところはどのように考えておられますか。

●佐竹議長

番外、町長。

## ●嘉戸町長

ありがとうございます。まずやりようによっては10年以内というお話ございましたけども、こちらにつきましては、先ほどの水素が活用できればもう少し違う展開ができるかなということと、捨ててしまうという表現を先ほどしましたけども、場合によっては、その避難所に隣接するところに、例えばですけど、トマトとかイチゴのハウスをつけて、その電源とするとかですね。違う使い方をできるじゃないかなとは思っておりますけども、この辺は後々の色んな工夫に活かさせていただければと思います。それとドローンの活用につきまして、安全面、騒音面ということでございます。まず、安全面のところにつきましては、一番気を使わなければいけないところ、注意をしなければいけないところだというふうに思っております。現在のところですね、国がまずドローンあるいはラジコン機の安全な飛行のためのガイドラインというものを作っております。直近で改正になっておりますけども、直近では令和元年の7月30日付で、こういうふうなガイドラインが出ております。例えばですね、この中には飛行させる上での注意点というようなものが細かく規定されておまして、150メートル以上上は飛んではいけないとかですね、あるいは何らかの建物だとか車、人からは30メートル以上離れて飛行しなければいけないとかですね、こういうふうな一般的な規定というのが定められております。これに加えましてですね、美郷町で考えておりますのは、一部報道では好きなように、あちこちを飛び回るようなイメージで報道されておりましたですけども、あれはちょっと誤解を招くような表現かなと思っております。まず住家や人がいないであろう江の川あるいは支流ってところを基本ルートにいたしまして、万が一墜落等の事故が起こった時でも被害がないような基本ルートというところをまずは考えております。それと気象庁から様々な気象データをいただく予定にしております。この中で運行面でもですね、仮に天候が悪化するとかですね、風が非常に強くなるとかというようなことが見込まれる時においては運行しないとかですね、そういうふなきめ細かい運行ルールを町としても決めていって、まずは慎重な形で始めていきたいというふうに思っております。現在のところ、この設備の設置が終了するのが来年度に入りまして、4月、5月、6月ぐらいまでには終わるかなと思っておりますので、実際には、ドローンが飛び始めるのは早くても来年の夏以降ぐらいだと思っております。それまでには、この運行にあたっての運営体制をですね、当然、町も中心になるんですけども、専門的な知見があるわけではございませんので、しっかりした事業体に入っていただいて、運行ルールを定めて、安全安心に配慮する形で行っていきたいと思います。それと騒音についてでございますけども、こちらにつきましては、どこまで配慮すべきかというところが、なかなか難しいところではありますけども、全く無音で飛ぶというわけではございません。これは既存のドローンをごらんになった方は良くお分かりだと思います。かといってヘリコプターのように、ブンブンいって行く内燃機関を使ったエンジン音ほどは、全然騒音はありませんので、こちらにつきましてもですね、ある程度配慮しながらガイドラインを作っていきたいなというふうに考えております。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

はい、ありがとうございました。ルートとしては、安全面を確保するために、江の川支流を基本ルートとするということを言われました。なるほど、人はいないと思うんですけど、美郷の場合ですね、高校生のカヌー練習しております。それから、カヌー博物館、観光客がカヌーします。また川でなりわいとする人たちもおられるやに思いますんで、そういった面を配慮していただきたいといいます。それから騒音についてですけど、やはり学校の授業時間中であるとか、そういったものに対する配慮も必要ではなかろうかと思えます。それで、もう1つはですね、景観面、私非常に気にしております。これ配備されるところを見ますとですね、9箇所ですか。君谷、吾郷、沢谷、都賀行、比之宮公民館、交流センターのある場所なんですけど、やっぱりそういった場所はですね、地域の人たちの思い出のある場所なんです。また文化財もあつたりします。昨年ああやって町がですね、景観行政団体になりました。景観計画を策定する、あるいは景観条例を作成するという中においてですね、後世に残すべき良好な景観ですか、これはやっぱりしっかりと守っていかないといいんと思います。そういった中で、区域や建物、樹木の指定と景観計画ですよ。ということがあろうかと思えますけど、私は沢谷交流センターのことしかよく分からないんですけど、沢谷地域はですね、大きな巨木オロチカツラであるとか、天空のエドヒガンであるとか、あるいは前川桜であるとか、この交流センターにはですね、学舎のイロハモミジという大変立派なものがあります。県の文化財です。学舎のイロハモミジというのは、その巨木ももちろんですけど、バックの建物ですね、学舎、旧校舎、これと一体の景観が評価されて県の文化財になっています。そういったところへですね、こういった太陽光パネルを設置することについては、かなり慎重に検討していただきたい。地域の住民の方々には決して望まれないと思えますんで、そういったことを景観に配慮してですね、ことを進めていただきたいということを申し上げまして1問目を終わりたいと思えます。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは藤原議員の2つ目のご質問、債権管理についてにお答えいたします。債券管理につきましては、昨年第3回定例会におきまして、ご質問をいただきその際の答弁で回答しておりますが、債権管理を適切に行うことは、重要な課題の1つであると認識しております。適切な管理を行うためには、管理体制を整え、その中で、基本方針を立て、具体的な行動をしていくことが必要であるとともに、その業務に当たる職員はもちろんのこと、全ての職員が意識を高めて当たっていくことが必要です。そこで、今年度より役場組織全体として、事務分掌の中に徴収業務を明記しました。また、収納業務の向上と滞納金の徴収について適切

な措置を講ずるため、従来から設置しています美郷町収納対策審査会を4半期ごと開催に頻度を上げ、研修会を実施するなど、充実を図っているところでございます。今年度の収納対策審査会の基本方針として、職員の徴収に関する意識の向上と、スキルアップを図ること、そして可能な範囲での滞納者の情報共有を図ること、これらの事項を最重点課題として掲げて、審査会に取り組んでいます。ここまでの具体的な取り組みを申し上げますと、6月28日、と8月30日の2回、審査会構成員に各課の徴収実務担当者に加え、審査会を開催しました。審査会では、債権管理に関する基本方針を定めるとともに、納付交渉の記録様式の庁舎内統一化を行うなど、課を横断した徴収業務と体制を強化しています。また、職員に研修の一環としてスキルアップ向上を目的とした今年度1回目と徴収実務担当者研修会を8月30日に開催し、講師として島根県西部県民センター特別徴収官をお招きしたところでございます。今後も審査会の4半期単位における定期開催及び徴収実務研修会の開催、参加等を行うことにより、着実に組織として徴収業務に対する自力を蓄えてまいります。今年度末には、これらの取り組みを検証し、次年度以降もさらに審査会を充実させてまいりたい所存でございます。平成30年度決算における町税等徴収率は、固定資産税が複数年にわたる課税漏れがあり1.5%徴収率が低下いたしました。一方で、個人住民税及び法人住民税におきましては、対前年度の徴収率を上回る結果を残しています。また、平成28年度比では、固定資産税以外の税目では、徴収率は向上しております。今年度からこうした組織を横断した体制と、各業務での徴収の強化を通じ、職員の意識とスキルアップを図り、徴収行動を強化していくとともに、徴収率の向上及び適切な債権管理に努めて参りたいと思っております。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

債権管理ということでありまして、お答えの中にですね、固定資産税が複数年にわたって課税漏れがあったということをお述べられました。一昨日の決算委員会においてもですね、課長の方からですね、年度末に家屋の評価漏れが発覚したということをお述べられました。複数年で分納誓約書をいただいております。今年の令和元年度分は既に入っておりますということもお述べられて、まあ心配はないという思いを持っておりますが、この発生した要因ですね、発覚した要因、ここら辺りちょっとお聞かせください。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●旭林住民課長

藤原議員お尋ねの件でございます。年度末、昨年度、年度末におけます家屋の評価漏れの件でございますが、この発覚した詳細につきまして、ご説明をさせていただこうと思っております。ちょうど、2月上旬の時期に家屋の所有者の方自ら、役場の方にお電話でご連絡いただきました。その内容といたしますのが、年度当初に固定資産税の納税義務者の皆様方にお送りしております納付書、また、課税明細書をご覧になられ、その課税明細書の家屋の物件と現

在、所有者の方が所有をしておられる家屋と突合された際に、それが不突合であったということで、その課税明細書に載っております家屋が現地の家屋、物件とどのように突合しているのだろうかというお問い合わせをまずいただいたところでございます。そして、その後に、所有者の方に、役場の方から改めてご連絡をさせていただき、現地において所有者の方と一緒に現地確認をして未評価の家屋物件を把握、確認をしたところでございます。以上でございます。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

了解しました。2番の質問を終わります。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、藤原議員3番目のご質問、適正な森林管理ができていますかにつきましてお答えいたします。初めに、藤原議員ご指摘の分収林の契約が満了する森林が出てきているということにつきましては、町行分収林を最初に契約しました昭和51年の大和地区の分収林が、令和3年以内に3つの契約地、面積合計13ヘクタールが満了となる状況にあります。続いて、現在の分収林や町有林の現状と管理方針につきましては、町有林が1159.6ヘクタール、町行分収林が邑智地区13契約、52.3ヘクタール、大和地区が62契約、252.5ヘクタール、合計304.8ヘクタールでございます。町有林及び町行分収林についての森林の管理方針につきましては、江の川下流地域森林計画に準じた美郷町森林整備計画を策定し、森林全体として木を伐って、使って、植えるという循環型システムでの森林経営・管理の基本方針に適合した町有林及び町行分収林の属人計画、森林経営計画を策定し、その中で森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営などを基本方針として、保育間伐施業の実施に努めているところです。また、平成28年度の森林法改正に伴い、平成30年12月に島根県市町村の中では、いち早く整備いたしました林地台帳及びその地図を使って、森林経営計画とあわせて、町有林及び町行分収林を管理しています。さらに町有林及び町行分収林を含めた町全体で適切な森林管理に向けて期待にこたえるべく、昨年5月に美郷町と森林組合が持続可能なパートナー協定を締結し、後に、その協定理念に基づいて、森林組合と町内2つの林業事業体が協定を締結するなど、美郷町内官民4社の連携や協定理念をベースに、新たなビジネスモデルを創造、協議しているところでございます。次に今後の林業施策でございますが重点項目として2点ございます。1点は契約満了の近づいている町行分収林契約の処理手続き、2点目は森林の適切な経営管理を担う人材の確保と育成です。まず1点目の、契約満了が近づく町行分収林契約でございますが、この問題は昭和33年に制定された分収林特別措置法に基づく、分収林が全国的に契約満了を迎えた現在、立木価格の低迷、不適地への植栽による生育不良から、流木売り払いの困難や再造林の義務、

相続の問題など、多方面にわたって表面化しておりませんが、昭和の林業の大きな課題であると認識しています。この分収林の森林林業経営の本質的な課題に取り組むために、町としましては、日本林業技術協会の林業技師、森林評価師の資格を有する森林組合に林地評価や流木評価を昨年度から業務委託し、順次分収林の森林評価を行っているところです。また、平成24年度から大和地区の森林所有者の相続権や、不在所有者などの異動調査を行ってまいりました。こうした調査結果や分収造林の本質的課題に対して、先送りの対応をとる自治体が多い中であって、三方よしの町独自の町行分収林の課題解決を林業施策の明確な方針として打ち出し、未来永劫、町の林業の課題として禍根を残さないようにしっかりやっていきたいと考えております。具体的には、森林管理所との契約を除き、分収林契約の延長による対処療法的な施策は取らないことを前提に、町と土地所有者の合意のもと、次の4条件を同時に満たすことが全国でも類を見ない分収林契約の解決方法手続と、林業振興につながるものと考えております。1つは森林所有者に解除や再造林などに伴う経費負担が生じないこと。2つ目には町にとって地上権が解除できること。3つ目には地元林業関係者が潤い、雇用と就労の場が確保できること。4つ目に契約解除後も、森林機能の維持更新が図られることとございます。したがって4つの条件を満たす場合には、無償解除を最優先の選択肢として取り組んでいくものです。三方よしの施策は分収造林の本質的課題を抱える全国の自治体に向けての解決施策としても、新たなビジネスモデルとしても画期的なものではないかと考えています。2点目は森林の適切な経営管理を担う人材の確保と育成です。昨今の全産業にわたる労働力不足の中で、人材を確保することは容易ではありません。特に林業に特化した人材の確保は大きな課題です。当町、林業推進協議会においても、林業の人材確保が最優先課題となっています。そうした認識のもと、8月23日には飯南町の県立農林大学校林業科で開催しました学生向けの就職説明会に行きまいりました。美郷町森林組合、林業事業体と一緒に美郷町や林業経営体の魅力を学生にアピールし、私もトップセールスをしてまいりました。今後も引き続き、町と林業事業体が一体となって、人材の確保のために、町内外に積極的にアピールしていくとともに、町としまして、暮らしや雇用、建設と複数の課にまたがる横断的な支援も行っていきたいと考えています。以上、こうした林業施策を推進していくために、島根県あるいは森林組合、林業事業体など一丸となって適切な森林管理と林業経営及び木材生産の活性化、当町の産業振興や雇用の促進、林業就業の確保などを昨年10月に設立されました美郷町林業推進協議会を核として、さらなる林業振興を推進してまいります。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

非常に丁寧なお答えをいただきまして、ありがとうございました。これ読み込ませていただいでですね、ちょっと理解するまでには、かなり時間が必要な感じでありまして、ちょっと今日この問題についてですね、もう時間もありませんので、十分なことができないかもし

れません。また後日改めてですね、ゆっくりとやってみたいと思いますけど、まずここにですね、分収林の捉え方ですね、これ見ますと304ヘクタールと。町行分収林ですね。この捉え方ですけどね、決算資料財産管理に関する調書と、こういうのを我々議員いただいておりますけど、これの調書の数字とこれ違うんですね、これ。これによると256ヘクタールということになっております。これ財産管理部門とですね、林業部門との連携がとれておるんでしょうか。お答えください。

●佐竹議長

山くじらブランド推進課長。

●安田山くじらブランド推進課長

管財の方の財産管理の方の担当部局と林業の施業・管理の方の部局が連携が取れているかということでございます。町長の答弁書につきましては、実際の数字が公簿上の正式な数字があると、財産上の数字というのが、実際はちょっと違ってたと。これに関しましては、連携という点では、ここに関しては、うまく取れてなかったというのが正直な点でございます。こちらの方で後で管財の方から来たデータを見てですね、そのデータのソートの仕方がですね、1部旧邑智町分の面積が外れていたというのを、こちらの方で指摘をしてですね、総務課に言ったと。そういう流れで数字がずれているということになっております。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

ということですね、我々議員がいただいたこの財産に関する調書の数字は間違っているということです。ですね。了解しました。それで林業係できました。これからはですね、やっぱり現場を持っている課が主導権をとってですね、色んなことを推し進めていただきたいと思いますが、課長にお伺いいたします。現在の立竹木の評価はいくらになっておりますでしょうか。

●佐竹議長

番外、山くじらブランド推進課長。

●安田山くじらブランド推進課長

立竹木の評価、価格に関しましては、当課では在籍あるいは面積等は管理しておりますけども、立竹木の価格評価に関しては周知しておりません。総務課の管財の方で周知しているというふうに理解しております。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

周知していないということでありまして、分収林は、将来経済行為を行います。金額の把握ということをやっとならないとですね、そんな自分のところは周知してない。それは総務課の方ですと、そんな無責任なことを言えるんでしょうか。

●佐竹議長

番外、山くじらブランド推進課長。

●安田山くじらブランド推進課長

分収林措置法が、先ほど町長申し上げましたように昭和33年にできました。この美郷町では、昭和51年から最後切れるのが来年、再来年の1月というふうになっております。当初50年という期間を、誰が今の時点を想像できたかというところを、まず第1点に考えていく必要があるのではないかと考えております。というのもですね。

●藤原議員

(簡略に、時間が無いとの声)

●安田山くじらブランド推進課長

当初、収穫期は50年後、ちょうど今収穫期に入ってきていると。その前は、保育施業等で下刈とか植栽とかで、まず、投資のことだけを考えてあると。ということで、分収林そのものは、評価、お金というよりもむしろ雇用対策、そちらの方に十分いってたんじゃないかなというふうに思っております。これは履歴から察することができると。特に拡大造林期あるいは下刈りの時期の平成の最初から平成の11年12年ぐらい、拡大造林が終わるぐらいのところ非常に余分な施業も見えてきたということで、その辺で雇用をですね、重視した施策であったんじゃないかなというところに趣きがあつて、損益の部分が飛んでいたというふうに認識をしております。以上でございます。

●佐竹議長

6番、藤原議員。

●藤原議員

ちょっと、あまり言っておられる事が良く分からなかったんですけど、いずれにしてもですね、15億ぐらいの立竹木の評価があります。公会計が入りましてですね、固定資産台帳が公表されております。住民の方々ですね、そういう勘定科目の金額を見ることができるわけですね。それに値する、値する価値があるかないかということです。私以前の質問の中でですね、山林の評価についてということをお伺いしました。まずは出発点、これは森林国営権の金額を使ってもしょうがないと。ただ現地調査をしてですね、これ、将来経済行為を行う山であるから、必ず精査をしていってですね、現状に近い金額に持っていかないとイケんんじゃないかということをおっしゃっていただきましたけど、全然、このことがなされておらん訳であります。それと固定資産台帳の分収林の面積を足し込んでみるとね、かなり間違いがあると思いますけど、どのような見解をお持ちでしょうか。それと、このことはですね、お互い総務課、あるいは山くじらブランド推進課、お互いに何かね、連携が悪いんですよ。どっちかが、私は現場サイドを持っておる方が責任を持ってやるべきだと思います。このことを感じたのはですね、バイオマス発電やった時にですね、これ駄目になりましたけど、当時の産業課サイドがね、森林組合が木材供給できないということは、もう把握しとったんですよ。当時の職員の口からも出ましたよ。それが当時の企画サイドとの連携がないから、土壇場に

なって、ああいうことになっちゃうということがあるわけでありまして。この度のこれも、分収林問題もですね、総務課と山くじらブランド推進課、お互いにですね、連携をしっかりと取ってですね、前回のバイオマス発電のようなね、ことにならないようにですね、ちょっと例が、ちょっとなかなかあれかもしれませんけど、そういう格好ですね、どちらかが責任を持ってやるんだということをおね、お願いしたいと思っておりますけど、先ほどの件ですけどお答えください。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

先ほど藤原議員のご指摘のとおり財産調査の数字の件です。財産調書の町行分収林の面積に誤りがございました。申し訳ありません。先ほど町長が答弁の中で答えました数字が、今現在の正確なものでございます。現在、総務課の管財の方で修正作業を行っておりますので、その点につきましてはご理解をいただきたいと思っております。それと総務課と山くじらブランド推進課の連携が足りないのではないかとのご指摘でございます。確かに、こういう数字の誤りが出てきたということは、連携不足であったと思っております。今後はしっかりと連携をとりながらやらせていただきたいというふうに考えております。以上です。

●佐竹議長

藤原議員、後1分です。

●藤原議員

やっぱり、時間がなくなってまいりました。この問題についてはですね、またはしっかりとですね、今日の答弁、読み込ませていただきましてですね、取り上げて議論をしたいと思っております。いずれにしてもですね、間違いのある数字を我々議員に出されても困りますし、住民の方々にですね、間違いの数字を情報発信されてもですね、いかなもんかと思っておりますので、その辺のところを申し上げまして、終わりたいと思っております。

●佐竹議長

藤原議員の質問が終わりました。

ここで14時35分まで休憩いたします。

(休憩 午後 2時 18分)

(再開 午後 2時 35分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。通告7、2番・中原議員。

●佐竹議長

中原議員。

## ●中原議員

2番、中原議員でございます。本日の最後の一般質問になりますが、どうかよろしく願いいたします。私は、国連家族農業の10年と小農の権利宣言を受けて美郷町の家族農業の支援策について伺います。お断りさせていただきますが、何もここです、国連だとか何だとか出して、大げさに振りかぶって言うことはないじゃないかと受けとめられる向きもあるかと思いますが、しばらくご容赦願いたいと思います。家族農業、小規模農業の役割を重視しまして、各国に国連加盟の各国が支援をしようということで、呼びかけました家族農業の10年、これが今年から10年間スタートいたします。国連は2014年に家族農業年と決めましたけどもこの年だけだと単年度で終わってしまうと。お祭り騒ぎに終わるのではなくて、しっかり各国の農業施策に根付かせるためには、一定の年月が必要ということで、10年間にわたってキャンペーンを張るということになっております。さらに、国連が家族農業年というふうに定めて、さらにこの10年間を追加をいたしましたのは、輸出変調や効率化大規模化企業農業を推進してきた世界の農業施策が、家族農業の危機を広げてしまったと。貧困や格差危害を拡大してきたと。このところの異常気象などにも見られるような地球環境の悪化を招いたと。このことへの反省からだと言われております。また昨年末には、国連総会で小規模家族農業の後押しをするものとして、農民の権利宣言を採択いたしました。この中には種ですね、種子に対する権利なども含まれておりますが、これは昨年、日本政府はですね、種子法を廃止すると、種子法はそれぞれの農家がですね、自分達で自家採集する種をですね、撒いて農業を継続する、こういう権利であります。これを廃止してですね、種を製造する、製造販売する権利を企業に委ねる。こういう種子法の廃止になってるわけですが、これなども、農民の権利宣言に含まれております。日本政府はこの権利宣言には棄権いたしました。家族農業の10年には、共同提案国となっております。これらのことは、飢餓や貧困の克服、環境の保全こういった人類が直面しております課題を解決して、持続可能な世界を展望する上で、国土の保全、環境保護景観や伝統文化など家族農業の多面的な機能役割が欠かせない。農業は食料の確保だけではない。このことが世界の共通の認識になって来ていることを示していると思います。美郷町におきましては、家族農業というふうに分類されるものの割合は、農業では94.6%、林業では96.6%と割合は極めて高く、それだけこの国連の家族農業の10年、農民の権利宣言の意義やその影響も大きいものと考えられます。しかし、歴代政府による農産物の自由化、競争力強化、これを口実とした農業の大規模化、企業参入こういった農業つぶし政策によって、日本の家族農業は急速な減少、高齢化、担い手不足など深刻な危機を迎えております。そして、これらのことは美郷町においても決して例外ではありません。むしろ典型的に現れているというふうに言っているかと思えます。国の家族農業切り捨てのもとにおきまして、地域で農業を支えてこられた皆さんの懸命な努力によって、農地や隣地、美しい景観、伝統文化などが今日に引き継がれてきたことも事実であります。私どもの回りを見回してもですね、90歳近くになっても、夕方遅くまで、草刈りをしてですね、景観を保つ、また、お年を召した方がですね、息子が

帰ってきてくれる、そういうことが分かったんで、もうだめになった乾燥機を今度更新することにしたんだと。こういう話もあります。また、耕作は営農組合にやってもらえるんだけど、しかし田んぼの周りの草刈りは自分たちでやらなきゃいけない。本当に大変なっている。こういうことも言われました。また美郷町には、小さい規模で、畜産を営んでる方もたくさんおられます。2頭、3頭、こういった子牛を飼って、育てていく。これはもう本当に家も開けられない。こういう状況になっているわけですけども、こうして、必死で高齢者の方も含めて、必死で守られてきた家族農業、これを次の世代に引き継いでいくためには、国の農業政策の転換、これがどうしても求められてるというふうに思いますが、この点での自治体の役割も大変大きいものと考えます。そこで、5点について伺います。第1点は、国連が提起しました家族農業の10年、小農の権利宣言について、どのように受けとめておられるか。また町としての取り組みについての基本的な考え方をお聞きます。2つ目には、家族農業の就業者が高齢化することによって、維持継続が困難になっています。水源の涵養機能や、こういった国民の生命財産と豊かな暮らしを守る中山間地域の農業農村の持つ多面的機能に着目して設けられ、平成12年から4期20年にわたって実施されてきております中山間地域等直接支払制度の拡充などの支援策、これについても現行どうであって、今後どうしていくのか、このことについてお考えをお聞きしたいと思います。3点目になります。先ほどから述べておりますように、後継者不足も大変深刻になっています。後継者やUIターン、地域おこし協力隊など新規に就農する方々に対して、町は色んな制度を設けて支援してきました。UIターンの就農支援あるいは半農半Xの支援、就農する方の奨学金制度、こうした従来から実施してきた町の制度、これを拡充することに対しまして、まだ制度的な整備ができておりません。農機具類のリース制度の新設、こうしたことも支援策として強化していただきたい。このように申し上げてお考えをお聞きしたいと思います。4点目に、地域と家族農業、これは地域と家族の方だけでは維持していくことが困難になっておりまして、現在、これを助けておりますのは集落営農であったり、昨年4月にスタートいたしましたファームサポート美郷、こうしたさらに地域の大規模経営とは言えるかどうかわかりませんが、有機の美郷、こうしたところが家族農業を支える大きな力になっております。こうした大規模経営や、集落営農、ファームサポート美郷、こうしたところへの作業体制の強化など、支援策を伺いたいと思います。最後になりますが、先ほどもここで議論になりました家族農業といいですか、家族林業ですね。これの管理も山林労働者の不足などで困難な状況にあります。分収林なども含めまして家族農業、林業への支援もですね、どのように考えていかれるのか、お伺いしたいと思います。以上、5点について質問をいたします。よろしく願いいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは中原議員、国連家族農業の10年と小農の権利宣言を受けて、美郷町の家族農業

支援策のご質問にお答えいたします。5つのご質問のうち1点目、家族農業の10年、小農の権利宣言についてどのように受けとめているか。また、町としての取り組みの基本方針についてです。2015年農林業センサスにおきまして、美郷町の農業経営体は354経営体となっており、そのうちの335経営体が家族経営体となっておりまして、議員がおっしゃるように、家族農業の割合は極めて高い状況にあります。国連が提起した家族農業の10年や小農の権利宣言は、小規模農家の役割や、可能性、社会的価値が評価されたものと認識しており、これからの地域農業や、農村の姿を考えていく上で重要であると考えています。国や県で講じられる施策を始め、美郷町で可能な範囲で取り組みを進めてまいりたいと思います。2点目、家族農業の就業者、高齢化に対する支援策についてです。農業者の高齢化は、全国的な問題となっており、美郷町においても同様です。支援策の代表的なものとしましては、中山間地域等直接支払交付金がございます。この制度は農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するために国、県、市町村が一体となって支援を行う制度です。5年間を対策期間とし、平成12年から始まった本制度は現在第4期対策の最終年度を迎えています。来年度から、第5期対策が始まります。国におきましても制度の見直しを実施し、集落間の連携や、省力化技術導入等の取り組みに対する加算措置など高齢化や人口減少が著しい中山間地域の農業継続に向けた取り組みへの支援の強化をする内容となっておりますので、同制度を活用しながら、引き続き支援をしてまいりたいと考えています。3点目後継者やUIターン地域おこし協力隊などの新規参入者に対する支援策についてです。新規に就農を希望される場合には、国県等におきまして、さまざまな支援策が用意されています。産業体験を行う場合の支援、就農前の研修に対する支援、就農後の給付金や、施設整備に対する補助金など、多くのメニューが用意されており、町としましても、すべてではありませんが、国、県の補助事業へ上乘せ補助などを行い、支援をしているところです。現在、島根県及び市町村が協力し、新規就農者180人を目標に取り組みを進めています。引き続き関係機関と協力しながら、新規就農者への支援を進めてまいりたいと考えています。4点目大規模経営、集落営農ファームサポート美郷などへの支援策についてです。まず、集落営農につきましましては、美郷町集落営農確立事業により、共同利用農機具を貸与し、集落営農の設立を支援する制度や、共同利用機械の更新に対する支援を実施しているところです。また、今年度新たな取り組みとして、美郷町集落営農高齢化対策スキルアップ研修と題しまして、年間5回の研修を計画しています。8月30日には第1回目として、農業用ドローンを活用した防除の省力化について研修会を開催しました。集落営農組合の新規設立と並行し、高齢化対策にも取り組んでまいりたいと考えています。次にファームサポート美郷につきましましては、平成30年1月の設立以来、作業面、経営面の両面におきまして、町、J Aと協力して支援しているところでございます。また、現在、地域おこし協力隊の募集も行ってありますが、合わせましてバリ島からの外国人技能実習生の受け入れも含め、人的な支援を検討してまいりたいと考えています。5点目、家族林業の管理に対する支援策について、初めに、ご質問の家族林業という用語でございまして、林業分野におきましては、そうした用語がご

ざいませので、家族型林業経営または自伐林家、篤林家に該当するものと解釈させていただいた上で申し上げます。初めに、中原議員ご指摘の当町における林業で96.6%への支援策につきましては、2015年、林業センサスの個人法人を含めた林業経営体総数180に対する個人経営体174人の割合を除しまして、96.6%ということだというふうに理解いたします。この林業経営体の定義は、森林経営計画を策定しているものや、1年間に200立方メートル以上の素材を生産したものなど、一定の条件をクリアした者の数となっています。当町におきましては、家族林業として林家自身が山林を管理し、自家労働力中心によって素材生産を行うという世帯は1つもなく、個人経営体174人につきましては、すべて森林組合や林業事業体、林業公社、当町などと経営委託や分収林契約、請負契約により管理しているものと認識しています。また平成28年度、29年度の2年間実施いたしました林地残材集積実証調査におきまして、林業事業体以外の個人からの間伐材の搬出実績はゼロ件でございました。この実証調査結果から、当町の森林経営は、邑智郡の森林組合に集約し、同森林組合をはじめ町内林業事業体に施業集約することが適当という方向性に結論づけています。今後、家族林業というものを行う担い手がございましたら、当町としましては、島根県と連携しながら、次世代の担い手確保という点も含めまして、一定の条件下で林業経営計画策定の指導による健全な森林経営を推進し、山林所得の特別控除、あるいは造林補助金等の優遇措置が図れるように支援してまいりたい所存です。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

ありがとうございました。家族農業の10年、それから小農の権利宣言につきまして、非常に積極的な受けとめをしていただいております。今後今の政権のですね、農業政策のもとにあっても、家族農業を守っていく、そういう自治体としての町ですね、姿勢が伺えるものでありまして、私は評価させていただきたいと思っております。で、そこで、具体的な点について伺いますが、家族の就労者高齢化に対する支援策ということで、私も提起いたしましたし、町長の答弁の中にもございましたが、中山間地域等の直接支払交付金、この制度がございます。これにつきましては、6月の議会におきましても、私が高齢者の困難の1つに農家の草刈りの困難な問題を問いました時にですね、お答えとして、中山間地域等のですね、直接支払い金を利用してですね、草刈りをシルバーセンター等に委ねてはどうかというお答えをいただいております。私この中山間地域等直接支払い交付金制度、これについて色々調べてみましたが、これは今の現政権の農業政策の中でもですね、としてはちょっと見られないほどですね、この地域農業、家族農業の保護、支援についてですね、非常に力のこもったすばらしい制度だというふうに思っていました。従って、この制度をですね、活用していくというのは、非常に大事なことだというふうに思いますが、そこで伺いたいんですけども、中山間地域等直接交付金の制度、これを受ける条件ですね、これを受けることのできる条件、それからこれでカバーしている農地面積、農家数、こうしたものについて

て考えがありましたらお答え願います。

●佐竹議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

議員ご質問の中山間地域直接支払い制度の内容についてでございますけれども、この中山間地域直接支払い制度の対象となります要件といたしましては、農業振興地域の中であるということと、それから条件不利地域ということで、農地に傾斜があるということが条件となっております。現在、第4期の取り組みを行っております。最終年度ということでもありますけれども、現在、集落協定数が48と個別協定が1件の49件の協定がございまして、協定の面積でいきますと331ヘクタールとなっております。交付の対象農地の面積が452でございますので、約7割ほどの農地において、この取り組みが行われているところでございます。以上でございます。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

約7割の農地に対してこの制度が適用されてると。しかも、これが約20年継続している制度ですから、その間にいろいろ改善もされてきて、条件等も緩和されてきているわけですが、この集落契約を結ぶためのですね、条件としてはどういうものがあるんでしょうか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

集落としましては、現在48の集落での取り組みとなっておりますが、地域によりまして、小組の単位であったり、連合自治会の単位であったりと、様々な形態がございます。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

これは今はもしかしたら、少しずつ改善されてきているんじゃないかと思うんですけれども、集落としての条件がまず必要だと。その集落を構成する一つ一つの家族農業ですね、この条件も必要だということで、集落営農の協約を結んだその地域ですね、その中でも5年という年月は、長いようで短くてですね。その5年間の中には病気で農業ができなくなる方、あるいは頑張ってきたんだけど、高齢化で農業が続けられなくなってきた。まだかろうじてできるんだけど、みんなと一緒にですね、草刈りなんかできないと。こういう方々も5年間の中には出てくるんですが、そういう方が出てきた場合でも、この交付金制度は維持、集落として維持できるんでしょうか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

交付金の高齢化等による困難な場合ということでございますけれども、一定の要件がですね、これと後、一定の要件であれば返還の義務がないこともございますけれども、平成12年から始まってきた、この制度は基本的には農地を、その当初協定結んだ農地を守ることができなかった場合には、基本的には返すというような内容でございましたので、年々協定の数が減ってきたということがございます。来年度に向けて、これから国の方の説明、詳しい説明会がありますけれども、そこら辺の要件が緩和されて、集落協定がしていくような環境づくりにはなるというふうに今聞いておるところでございます。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

そうすると、5年間の中でですね、病気、あるいは高齢化、その他の理由で農業ができなくなった家族、家族と言いますか、集落を構成するうちが出たとしてもですね、それは、そこまで交付されたものを返納するという義務については、これは除かれてきたということで理解してよろしいのでしょうか。

●佐竹議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

現在においても、返還義務が5年間遡らずに1年とかという返還の内容になっている当初の協定のやり方で、いろいろケースがあるということなんですけれども、それが、来期、次期の5期の中山間では、そこら辺がかなり改善されるというふうに聞いております。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

そうすると、従来ですね、なかなか集落の中で農業ができなくなったなんてことが、言いづらい雰囲気もあってですね、また、みんなのカバーをしづらいと、だから今でもですね、自分たちは、集落でやる協働の草刈り作業だとかですね、そういうことが、もうできなくなったから、この集落協定から抜けなきゃいけないと。こういうふうにお考えになってる方もおられるようなんですけれども、そういう心配は今4期目ですかね、5期目になればそういう心配はもうなくなると。こういう理解でよろしいのでしょうか。

●佐竹議長

産業振興課長。

●永妻産業振興課長

これからの説明で、正式なところが分かってまいりますけれども、今県の方とかですね、マスコミの情報等を見る限りでは、そういった内容でいくのではないかなというふうに認識しております。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

それは大変いい方向でですね、検討されてというふうに私は思います。さっきも言いましたけど、5年間というのはですね、本当にあつという間に経つようでもあります、この間に色々な条件の変化が起こってきますから、そういう時でもですね、この集落の協定違反というようなことですね、取り除かれるというようなことがないようにですね、制度への前進はを望みたいというふうに思っております。それから次に伺いますのは、支援制度ですね、私はこの支援制度の中身を大変すばらしいものだというふうに思ってるんですが、それは国連のですね、家族農業の10年ですとか、小農の権利宣言に、ふれてありますようなですね、農業の多面的機能といいますかね、単に食料を生産するだけじゃないと。という点ですね。先ほどもちょっとふれましたけども、国土の保全ですとか、環境の保護だとか、それから景観、それから伝統文化ですね。こういったものを全体として、家族農業が担っている。この多面的な機能に、国連の決議もこれに着目している。ここを大事にというふうに言うてるわけですが、この国が20年前に始めたこの支払い制度もですね、ここに着目しているというのを私は大変読んでうれしく思ったんですが、私は認識不足もあってですね、田の中で作物ができれば、それはお金になるけども、草を刈ったりするのはただ働きだというふうに思ってたんですが、この国の制度は、そこにも着目をしてですね、畦畔の草刈り、こういうところの作業についても、この対象としてですね、位置づけてると。いうことが私は大変先見的ですばらしいと思ってるんですけども、現在はですね、農業はもうなかなかできなくなっただけども、草だけは生やさないようにしたいということで、頑張っておられるところも結構あるんですね。私のすぐ近くへでも帰って来られたんですけども、体がちょっと弱くてですね、なかなか農業までいかない。親御さんの介護なんか一所懸命見ておられるんですけども、農業はなかなかいない。しかし、草だけは刈ろうということで刈っておられるところもあるんですね。だから、そういう方々も含めてですね、正當に評価して、家族農業の多面的な機能の重要な一部を担っておられるんだというふうに評価していくことが、今後非常に大事になってくるんじゃないかというふうに思っております。そこでこの支払い制度ですね、これについてですが、これは条件があつて、傾斜のきつさだとかいろんな条件によって、支払いの単価といいますか、算定基礎も少しずつ異なってくるようですけども、この支払いのですね、算定の基になる考え方と、それから現行でのですね、国、県、町の分担といいますか、それがどうなってるのか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

現在の中山間のどいった内容かということをございますけれども、今現在、美郷では田んぼこれだけになるかと思ひます。急傾斜20分の1以上ということになっておりますが、こ

れで交付単価が一反当たり2万1000円という状況でございます。緩傾斜の場合、緩い傾斜の場合は8000円という単価になってございます。事業費でいきますと、だいたい町の方で今5000万の事業費の予算を組んでございまして、国の方が2分の1、それから県が4分の1、残りの4分の1を町が負担しているという状況でございます。ですが、町の方としましては、1千2、300万程度のものを、この中山間直接支払いの方に充てているという状況でございます。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

そうしますと、いろいろ傾斜地の条件だとか、何かによりますけども、大体反あたり1万円前後から低いところで6000円ぐらいということになろうかと思うんですけども、この単価です、支給されてる、これ自体は私は評価はいたしますが、今のですね、荒廃していく農地を維持していくということになればですね、非常に積極的な制度であるけども、いかにもですね、いかにもという言い方おかしいんですが、もう少しこの金額等がですね、単価が引き上がらないかと。これは、今の期は今年で終わりになるわけですけども、来期に向けてそういう議論は、国、県そういうところ段階で、されていないのかわかるかと。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

来年、次期の対策に向けての状況でございますけれども、今、国の方の来年度に向けての概算要求が出されたところでございまして、その中の中山間直接支払いのところの予算ベース見ますと、微増というところで、制度としては同じ補助率で運用されるというふうに聞いております。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

現状では、支払い単価をですね、増やしていくという考え方は、現在のところ国にはないということを確認さしてもらいましたが、そこでですね、これはまた大変なのかも分かりませんが、町単独でですね、この部分に若干でも、この上乗せをしてですね、今頑張ってる家族農業の担い手の方たちをですね、町として励ましていくということは相当難しい話なんではないかと。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

先ほどのちょっと単価が変わらないというところでございますけれども、それについては若干ですね、協定によります広域化の加算ですとか、省力化による加算ですとか、新たなそ

ういった加算項目が設けられるというふうには聞いてございます。それで、町の方として上乗せの支援ができないかということでございますけれども、現状としましては国のこの制度に基づいた中での運用を、町としても取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

本日の段階では、今のご答弁を受けとめさせていただきますが、しかし国連でですね、こういう動きが出てきたと。さらに今後10年にわたってですね、家族農業の10年ということで、いろんな施策の強化が各国に義務づけられてきているということの中で、来年度の予算に向けてですね、町としての努力ですね、上乗せについて、この点ではちょっとお願いをしてこの問題は占めたいと思いますが、次に後継者の問題ですね、昨年度の決算報告でも見ました新規就農者の方が2名おられて、新規就農者が2名という言い方、おかしいのかも分からないですけども、補助金を受けられた方が2名おられるということなんです、ここ何年かの動きでですね、この就農者が毎年大体2名ぐらいなのか、もうちょっと多くあるのか、その辺が分かりましたら。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

すいません。新規就農者のこれまでの就農状況の割合をちょっと現実把握をしておりますが、おそらく1名ないし2名といったところが状況ではないかというふうに思います。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

これはもしかしたら、定住推進課にお尋ねすることになるかわかりませんが、これまで地域おこし協力隊の方ですね。これかなりの人数がここに、美郷町に来られたと思うんですが、その中で農業をここに残ってですね、農業を始められた方っていうのは、どのぐらいあるのか、つかんでおられたら。それともうひとつは、定住住宅がありますね、そこに居住を希望されて、実際住んでおられる方で、新規に農業を始められた方がおられるのかどうか。そういう希望もった方が、もしかしたら、おられるかどうかも含めて。

●佐竹議長

美郷暮らし推進課長

●高橋美郷暮らし推進課長

ただ今の中原議員のご質問で、地域おこし協力隊の方ですけども、農業っていうところですが、農業の分野、純粹に水稻とか農業というところでは、1名の方が就業されましたが、現在は専業ではなくて、兼業というところでやっておられるというところ。それ以外、

農業に関係する山くじらの関係のところでは2名が就業をしているというところで把握をしています。それから、若者定住住宅ですけども、大変申し訳ありません。林業関係の就業者の方は何かいらっしゃるんですけども、若者定住住宅で農業というのはちょっと、今把握しておりません。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

私も調べてみて感心したんですが、この町ではですね、この新規就農者に対する支援策というのは、非常に豊富にこれは他所に比べて多いのかどうかまでちょっと分からないんですが、今のUIターン就農支援ですとか、これ珍しいかなと思ったんですか。半農半X支援ですね。奨学金の制度何かもあるということなんですけども、私、地域おこし協力隊に入って、この農業初められた方にも、ちょっとお話を伺ったんですが、自分も色々やってみたけども、美郷町で、専業でですね、農家で生計を立てるのは相当大変だというふうにおっしゃるんですね。ですから、半農半Xといいますか、そういう形でですね、やれるのがぎりぎりかなというふうなお話もされていたんですけども、こういった非常に豊富な新規就農者に対する支援策ですね、これについては何か周知するための手段何かをお持ちなんですか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

新規就農者への支援の周知ということでございますが、これはその都度、ご相談があった時に就農前であれば就農の前の支援であったり、その状況に合わせた支援内容を、大きくは国、県の支援策が大きなところがございますけれども、そういったところをご紹介をしているところでございます。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

この支援策は、私は立派なもんだというふうに思いますが、新規に就農する場合ですね。やはり1つネックになりますのは、農機具をなんかの問題だと思うんですね。特にトラクターですとか、田を始めようと思えば田植え機だとかコンバインだとかっていうことになろうかと思うんですが、少なくともトラクターはいるとかですね。ということで、そこは中古であつてもなかなかこれは1つの衝撃とまでは言わないんですが、いろいろ考えてですね、農業を始めていこうとする場合の要件の1つにもなろうかと思うんですけども、こういった農機具類をですね、リースする仕組みというのは美郷町にはあるんでしょうか。

●佐竹議長

産業振興課長。

## ●永妻産業振興課長

今の機械のリースに対する支援ということでございますが、これについては、現在のところございませんが、県の方の事業として、これは施設に対するそういったハードのものの支援というものはございますが、機械に対しては今のところ町としてはございません。

## ●佐竹議長

2番、中原議員。

## ●中原議員

ぜひですね、この農機具類のリース制度をですね、例えばファームサポート美郷などにその業務をですね、お願いしてやってもらうようなことも含めてですね、ぜひご検討をお願いしたいんですね。私がこちらへ帰って11年になるんですけれども、最初にやっぱり農業を始めよう、手をつけようと思った時に、中古でトラクター買ったんですが、やっぱり45万ぐらいかかるんですね。これは結構大変でですね、中古だもんですから、5年ぐらいすると傷んできちゃって、中古屋さんも遠慮してですね、これ30万近く掛かるんだけど、修理されまわすかって聞いてきたんですね。私は30万を払えば5年ぐらい持ちますかと聞いたら、5年ぐらいが持つというふうに言われましたのでお願いしたんですが、後はね、人間がもつかどうかの問題ですから。しかしこの農機具問題はね、壁の1つにはなってると思うので、ぜひこの農機具類のリース制度の新設についてですね、検討をぜひお願いをしておきたいと思えます。それで、次にですね、4点目に挙げた点なんですけど、家族農業を支えるという点で集落営農ですとか、あるいは昨年スタートしましたファームサポート美郷、それから、これは大規模経営と言っていていかどうか分かんないんですけども、有機の美郷なんかですね、ああいうところは大変地域で小さな農業やってい上で、大きな支えになるんですね。で、私なども、今日午前中ちょっと議論になりましたけども、蕎麦の刈り取りなんかはですね、全部有機の美郷でやってもらってますし、私の作っている小麦なんかの買い取りも、これも有機の美郷でやってもらってるんですね。これをね、全部自分でやろうと思うと、とてもじゃないけど、手はつかないということで、こういうところの果たしている役割は非常に大きいと思うんですけども、そしてファームサポート美郷もですね、この設立推奨なんかを見ましても、こういう家族農業を支えて、家族農業なんかが衰退するのを防いでいくという役割を持って設立されたわけなんですけども、この機械はいろいろと買われたんですね、それからJAからの貸与みたいなものがあって、農機具類はかなりあるように思われます。例えばコンバインでも3台ぐらいあるんですかね。トラクターなんかもそれぐらいあるということなんですけども、私もこの夏にですね、このファームサポートを美郷に大変助けてもらってですね、これがなかったらもう放棄しようかと思っていたのを、助けていただいたんですが、やっぱりお話を聞きますと、このファームサポートがですね、本当に機能していくためには人的な体制ですね、機械はあっても動かす人がいないと。これだと思ふ倉庫で眠っちゃうわけですから、これをもっと充実させるという点で、これはファームサポート何かは、町でやってるわけじゃなくてヒフティヒフティで出してやってるわけですから、町の一存ではいかな

と思うんですけども、体制を強化する。特に人的な体制です、人的な体制を強化するために町としての支援が更にできないかという点で、どうでしょうか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

人的な支援ということでございますけれども、現在、町長の答弁の中にもありましたように、協力隊の募集を行っております。これについては、まだ応募がない状況でございます。それと後、もう1点はバリ島からの外国人の受け入れといったところも、検討を今いただいて、できるかどうかというところも含めてそういったことを今検討している最中でございます。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

最後の林業に対する支援の問題については、先ほどの議論で随分ありましたけれども、私もあれ以上にですね、この問題で議論していく自身もちょっとありませんので、またの機会にしたいと思いますが、1つだけ伺っておきたいと思っておりますのは、今の山の管理ですね、これは個人で自分ところの名義になっている山であっても、その管理について、自分たちが何とかしなきゃいけないという心配はしなくてもいいと、こういうふうに理解しとっていいんでしょうかね。

●佐竹議長

番外、山くじらブランド推進課長。

●安田山くじらブランド推進課長

最近是不在者の方とかですね、農業と同じように高齢化されまして、山の管理が個人の方が大変になるというような傾向がある中で、林業の方も林業改革というふうになりまして、意欲と能力のある林業経営者に責任の方をですね、所在をそちらの方に移していこうと。そういうふうな傾向に今動いております。それによって、林業の成長、産業化を図っていこうというふうな今流れになっておりまして、森林組合あるいは他の経営計画等を作成能力できるところにですね、集約していくということになります。ただ1点ほどですね、2001年、平成13年に森林林業基本法というのが制定されまして、それによりまして、以前は木材生産一辺倒だったんですけども、それがやっぱり公益的機能を高めていくという環境林の方の役割も重要視するというので、経済林と生産林と環境林を分けてですね、やっていくということで、考えを変えていこうということですので。私有林でですね、もしかしたら環境林の方に入るんじゃないかという部分も出てくるのかなと思っておりますけども、担い手である大きな林業経営者の方に任せることができるというふうになっております。

●佐竹議長

2番、中原議員。

## ●中原議員

これが最後になろうかと思えますけども、私が美郷町ですね、いわゆる家族農業ですね、これは林業だとか畜産、それから漁業なんかも含んでいると思うんですけども、それが非常に高齢化だとか、後継者不足だとかで、困難に陥っていると。これからますますそういうことも想定されるという中で、しかしそういう状況の中にあっても頑張っている人がおられると。で、そこをですね、国なり県なり町なりが支援していかなきゃいけないと。この考え方は私持っているわけですけども、町について言えばですね、先ほど後継者の問題で触れましたけども、これは県の事業もあるんでしょうけども、いろんな制度を設けてですね、後継者を募ろうとしておられるということは、私も理解できたんですけども、こういった家族農業全体をですね、支えるような政策をコンパクトにやっぱ、こういうことを知られないと、広まらないと思うんで、今は田園回帰っていいましたっけ、田舎で暮らしてみたいとか、田舎で農業へやりたいと、こういう方々も全体としては増えているわけで、そういう人たちを何とか取り込んでいくということも、今後非常に大事なことになるんじゃないかと思ってるんですけど、こういう美郷町でやってる家族農業を支援するですね、あるいは現在やってる人を支援する、また将来にわたって支援していくという、そういうメッセージを込めたいろんな施策をですね、パンフレットにするのがいいのかどうかかわかんないんですけど、一目で、なるほど美郷町というところは、家族農業に優しいと。あそこ行ってひとつやってみようかと、こういうふうにしてもらえるようなんですね、やっぱりツールをやっぱり発信していく必要があるんじゃないかと。で、10月からホームページもですね、新しくなるというふうに向ってるんですけど、そういうものも積極的に活用してですね、美郷町は家族農業支援の町だと、子育ても頑張っている、長寿の町でもある、美肌の町でもあると、いろいろあるんですけど、そこまで言わなくてもいいんですけど、家族農業を大事にする、そういう町だと、有機農業も含めて美郷町は支援をしているということですね。ぜひ発信をしてですね、いくことがますます大事になってるんじゃないかというふうに思いますので、そのことを強調させていただいて私の質問を終わりたいと思います。以上でございます。

## ●佐竹議長

中原議員の質問が終わりました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は明日13日金曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして、延会といたします。

ご苦労様でした。

(延 会 午後 3時36分)